

全員協議会次第

令和3年2月16日
全員協議会室 9:30～

1. 開 会 (9:30)
落合事務局長

2. 挨拶
井田議長

3. 協議事項

- (1) 第7次行政改革大綱(案)について
- (2) 三芳町日本版MaaS実証実験について
- (3) 藤久保地域拠点施設基本計画策定について
- (4) 三芳町国土強靱化地域計画の策定について(案)
- (5) 令和3年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託について

4. 報告事項

- (1) 総務常任委員会
- (2) 議会広報広聴常任委員会
- (3) 議会運営委員会

5. その他

6. 閉 会 (17:29)
小松副議長

令和3年2月16日(火)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

政策推進室 政策推進長	島田高志	政策推進室 政策推進主任	富田篤
政策推進室 政策推進主任	細野良太	政策推進室 政策推進技師	新村優宗
自治安心課 自治安心長	前田早苗	自治安心課 自治副課長	小川智東
自安心課 自安心課・全事 担当主事	井田遼	環境課長	吉田徳男
環境課 環境対策 担当主幹	小川佳一		

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	落合行雄	事務局 書記	山田亜矢子
事務局 書記	有田有希		

◎開会の宣告

○事務局長（落合行雄君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。
(午前 9時30分)

◎開会の挨拶

○事務局長（落合行雄君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） おはようございます。

本日は全員協議会ということで、大変お忙しい中、また早朝よりお集まりをいただきましてありがとうございます。本当に2月の中旬に入ってきて、暖かい日もあれば寒い日もあって、寒暖の差が激しくなってきました。ぜひ体調には十分ご留意の上、ご活動いただきたいと思います。

また、議会のほうは、本日と明日とで一般質問の通告書の提出日となっております。また、3月1日開会の3月定例会も間近に迫っております。また昨日は議案の送付もしたところでございます。3月定例会の準備にお忙しいことと思っておりますけれども、万全の体制で3月定例会迎えていただきたいと思います。

また、コロナの状況もそうでありまして、また土曜日の11時過ぎに大きな地震がありました。東日本大震災からもう10年たつわけでありましてけれども、まだ東北地方を中心に大きな地震があったということで、本当に気の抜けない状況であります。また、コロナ禍ということで、コロナ禍においてそういった大きな災害があったときの対応等も改めて考えなければならないなということも感じたところでございます。三芳町においても、災害については万全の体制を取っていただきたいと思いますというふうに考えるところでございます。

本日につきましては、協議事項が5件ございます。本当に重たい案件と言ってはあれですけども、中身の濃い案件が5件ございます。スムーズな進行を心がけますので、皆様のご協力を改めてお願いを申し上げます。

また、執行側の皆様におかれましては、分かりやすい丁寧な説明と答弁をお願いをしたいと思います。

それでは、今日一日よろしく願いいたします。

以上でございます。

○事務局長（落合行雄君） ありがとうございます。

◎第7次行政改革大綱（案）について

○事務局長（落合行雄君） それでは、協議事項に移りたいと思います。

進行につきましては、議長、よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、早速協議事項に移りたいと思います。

飲料水の持込みを認めさせていただきますので、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、協議事項の1番、第7次行政改革大綱（案）についてということで、説明を求めたいと思います。

説明につきましては、政策推進室長、お願いいたします。

○政策推進室長（島田高志君） 皆さん、おはようございます。本日は、よろしくお願いいたします。

まず最初に、政策推進室として3つございますので、第1弾としましては第7次の行政改革大綱の案についてまずご説明のほうをさせていただきたいというふうに思います。本日出席いたしますのが私、室長の島田と主幹の富田、あと細野と新村が出席させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。第7次の行政改革大綱につきましては、担当の細野のほうから説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） では、挙手にてお願いをしたいと思います。

政策推進室政策推進担当主任。

○政策推進室政策推進担当主任（細野良太君） 細野と申します。私のほうから、三芳町第7次行政改革大綱（案）についてお話をさせていただきたいと思います。

まず、本大綱の経緯についてご説明をさせていただきたいと思います。資料A4 1枚の三芳町第7次行政改革大綱策定の経緯について御覧いただければと思います。こちら以前より、三芳町第6次行政改革大綱（平成30年度から令和2年度）にかけて、この大綱において行政改革大綱を推進してまいったところでございます。今後の財政の見通しですとか公共施設の老朽化、さらにはコロナ禍における新しい生活様式のお話、さらには加速するデジタル化等々、様々な課題があるところでございまして、引き続き行財政改革を推し進めることが必要になっているところでございます。将来にわたって持続可能な財政構造の構築と健全な行政運営を推進するため、三芳町第7次行政改革大綱を策定するところでございます。

これまでの動きといたしましては、庁内組織で成り立っております行政改革推進本部と外部の委員の方を招いて行っております行政改革懇談会、こちらを予定も含めて各4回ずつ開催をさせていただきながら策定を進めてまいっております。策定部会においても、1回集まって会議を行いまして、その後電子会議室にて細部を調整しながら本大綱の策定を進めておるところでございます。

それでは、大綱の素案についてご説明をさせていただきたいと思います。こちらの三芳町第7次行政改革大綱（素案）、こちらを御覧いただければと思います。本大綱の期間といたしましては、2021年、令和3年度から2023年、令和5年度までの3年間を予定しておるところでございます。

1枚めくっていただきまして、目次の次、2ページ、まず三芳町及び周囲を取り巻く現状と課題といたしまして、これまで三芳町普通交付税不交付団体ということで、それに見合った住民サービスを提供してきたところでございます。ただ、前年から税収の伸び悩みでしたり、経常経費の増加によりまして、財政が硬直化してきたところでもございます。また、今後も公共施設の老朽化への対応ですとか、住民の価値観の多様化、高度化等で行政需要がさらに増すものと考えられておりまして、より一層の財源確保や職員の工夫が必要な状況となっているところでございます。

このような状況下でありながら、新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、今後の税収減が予想される事態となっております。2020年、令和2年の10月に財政サステナビリティ宣言をこちら庁内向けに行ったところでございます。このような急激な社会情勢の変化に伴いながら、新しい生活様式への変革も求められておりまして、ウィズコロナ、アフターコロナの社会に合った行政の在り方を考えなければならないというような課題があるところでございます。

また、日本全体といたしましても急速な高齢化、雇用における人手不足でしたり、インフラの老朽化等、

長期的な将来の課題が示されているところでございます。また、デジタル庁の設置も予定をされておりまして、行政のデジタルトランスフォーメーションに向けた取組、動きというのが加速しているところでございます。さらに、世界のほうでは国連において採択されております持続可能な開発目標、SDGs、こちらによる新たな価値観の創造というところもございまして、こういった考え方も相対的に行政改革に反映させていく必要があるというところでございます。

これらの現状と課題を踏まえた上で、本大綱の位置づけと基本理念といたしまして、第5次総合計画において緊急プロジェクトとして行財政基盤の強化プロジェクトが位置づけられております。こちらを効果的に実施するために本大綱を位置づけておるところでございまして。総合計画において、町の将来像として位置づけられております「未来につなぐ ひと まち みどり 誇れる町」を目指すとともに、前述の現状と課題を踏まえまして、本大綱における基本理念を「みんなでつくる 持続可能なスマートタウン 三芳」と設定いたしまして、行政改革を積極的に取り組んでいく所存でございまして。

こちら次のページに参りまして、3ページではこれまでの取組と成果について記載させていただいております。財政の硬直化が進んだことに伴いまして、2013年、平成25年度から脱財政硬直化宣言を派出させていただいたり、2015年、平成27年度から行っております第5次行政改革大綱におきましては、即効性のある財政改革と歳出削減を方針として掲げながら、経常収支比率95%以下という明確な数値目標、こちらを設けて行ってきたところでございます。これを継いで、前大綱となります第6次行政改革大綱では、その経常収支比率を94.5%以下に減少させる目標を設定しながら、財務指標の改善及びよりよいサービスの提供に向けた意識改革を進めながら行政改革を実施しておるところでございまして。現状の経常収支比率は、類似団体と近い状況まで減少はしておりますものの、依然として高い水準にはございまして。また、令和元年度、2019年度におきましては95.7%ということで、まだ目標のほうを達成している状況ではないところでございまして。

本大綱においては、これまでの第6次行政改革大綱の要素を反映させるとともに、長期的な理念や目指す姿をイメージしながら、それを段階的に達成するために短期目標を設けながら実行していくところでございます。

続いて、4ページのところの計画期間については先ほど申し上げたところなので、割愛させていただいて、5の基本方針についてお話をさせていただきます。基本理念「みんなでつくる 持続可能なスマートタウン 三芳」を目指すため、必要な取組を実行していきたいと考えておりまして、3つの基本方針を設定させていただいております。1つが持続可能な行政マネジメントということで、こちら基本的には税収増ないし税外収入も増やしていきながら、歳入を増やしていくという手法と歳出を長期的に減らしていくという手法の2つを柱としているものでございまして。また、公共施設マネジメントに伴う公共施設の計画的な修繕等、そういったことで歳出の抑制も考えていくところでございまして。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もありますが、それによって住民の外出が減る中でも身体の健康、心の健康を維持していくための取組も進めまして、社会保障費の抑制の側面も踏まえながら推進していけたらというふうに考えております。

基本方針の2つ目として、行政サービスの質的向上を挙げさせていただいております。こちら住民ニーズが多様化している中、さらに社会情勢も大幅に変化している中で、そういった状況に対応していくために未来を見据えて業務に取り組む必要があるというふうに考えております。旧来の業務をより新しく、よりよい

サービスに切り替えていく意識を持ちながら、行政のみでサービスを行うのではなくて、公共サービスの内容をオープンにしながらアウトソーシング等を促進しつつ、様々な団体と連携しながらよりよいサービスを提供していくような形が取ればというふうに考えております。

また、質の高い行政サービスを提供するため、職員のモチベーションのほうも高くしていったって、誇りを持って働けるように環境整備を進める必要があるというふうに考えております。

続いて、基本方針の3つ目といたしまして、スマート自治体の推進を挙げさせていただいております。生産年齢人口の減による労働力の不足や税収の伸び悩みが危惧されるところで、それに対して加速度的に進む技術発展のほうで、システムで人の不足等々を補っていくというふうな手法が出てまいっているところでございます。現在の行政サービスを持続しながら住民福祉を向上していくためには、業務プロセス・システムの標準化、ICTの利活用、デジタル化を進めていく必要がございます。そうしたことで、いろいろな労働力不足、税収不足を補っていければというふうに考えております。

また、新たな生活様式への移行が求められるところで、直接相對しないオンライン会議の実施ですとか、電子申請・オンライン申請などを浸透させて住民の健康を守るとともに、行政手続の簡素化の取組を推進していければというふうに考えております。

これらの基本理念及び基本方針に基づきまして、6番として達成目標を2つ設定させていただいております。こちら1つ目としましては、前大綱より引き続きという形になりますが、経常収支比率の抑制ということで、目標値としては経常収支比率を93%以下に抑制していくという目標を掲げております。こちらは、新型コロナウイルスの感染拡大による税収減の影響もある中ではありますが、第5次総合計画の目標に沿って計画周期には93%以下に抑制することを目指すところでございます。

2つ目の目標といたしましては、財政調整基金の確保ということで、こちらにつきましては10%以上という目標、こちら総合計画に掲げておる目標に沿ってという形になりますが、10%以上確保し続けることを目指していきたいというふうに考えております。

続いて、6ページでは、7番として推進方法と体制ということで、行政改革大綱の推進体制を示しているところでございます。進捗管理につきましては、行革本部の事務局であります政策推進室が各所管課長に定期的にヒアリング等を実施いたしまして、進捗状況を本部に報告することになってまいります。また、定期的に行政改革懇談会、外部組織となりますが、こちらに進捗状況を報告し、意見を聴取していくこととおるところです。

また、本大綱の見直しについては、経常収支比率等の財務指標、あるいは年間の改革取組状況等を報告いたしまして、行革懇談会の意見を踏まえつつ計画等の見直しを実施するところでございます。特にこの後お話しいたしますが、アクションプランを設定していくところなのですが、これについては臨機応変に対応できるように毎年毎年改善していくこととしているところでございます。

続いての7ページ、こちらに8番、大綱とアクションプランということで、これまで設定しております基本理念、基本方針及び達成目標、これに基づいて7つの項目を設定いたしまして、それぞれの項目に具体的なアクションプランを定めて、進捗状況の確認、把握に努めてまいるところでございます。こちらのアクションプランの具体的な実施内容につきましては、別途定めてまいるところでございます。また、この中には本大綱の期間3年間でございますが、それにかかわらず長期的な視点で取り組んで効果を出す項目について

も含まれておるところでございます。

項目を7つ設定しております、まず1番といたしまして、持続可能な財政運営のための歳入増・歳出減という項目を設定しております。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、税収減及び感染対策に対してでしたり、社会保障に対する経費というところが増大するところが見込まれます。このような中であっても、持続可能な財政運営を行うために施策事業の徹底的な見直しを行いまして、これまで以上に行政の簡素化、合理化を進めるとともに、新たな収入確保にも取り組んでまいりたいと考えております。細かな内容といたしましては、10の項目を設定しております。企業の誘致・留置及び工業系土地区画整理事業の準備、2番として町内における創業支援、3番として町税収入の確保、4番としてふるさと納税等の税外収入の確保、5番として補助金・交付金の積極的な活用、6番として使用料・手数料の見直し、7番として扶助費の見直し、8番としてごみの減量及び有料化、9番として委託・リース・負担金の見直し、10番として操出金の抑制といった項目を挙げさせていただいております。

2つ目の項目といたしまして、公共施設マネジメントの適正な執行と施設の利活用について設定しております。こちら公共施設マネジメントの第1期アクションプランに基づきまして、施設維持のためのランニングコストの平準化を図っていくところでしたり、藤久保地域拠点施設の整備、あるいは土地の賃貸借及び施設の精査と適正化、施設運営の民間活用といったところを挙げさせていただいております。

続いて、3番といたしまして、新しい生活様式への対応と住民の健康を守る取組を設定しております。新型コロナウイルス感染症拡大に対する取組を徹底するとともに、健康づくりや地域の支え合いによって将来的な社会保障費等の長期的な歳出削減に貢献するような事業に努めていければというふうに考えております。1つに健康づくりプロジェクトの推進、さらに高齢者の閉じ籠もり予防と運動の促進、地域の支え合いの仕組みづくりの推進、国民健康保険における特定健康診査の受診率向上、新しい生活様式の浸透に向けた取組、データヘルス計画の推進といった6つの内容を挙げさせていただいております。

続いて、4番といたしまして、分かりやすく利用しやすい行政サービスの提供というところで、住民にとって簡易で明瞭な行政サービスの提供を行えればというふうに考えております。細かい内容といたしましては、必要に応じた機構改革・所掌事務の見直し、課室横断的な課題の解決、行政評価制度の適正な運用、情報のユニバーサルデザインの推進、権限移譲の精査といった5つの内容を挙げさせていただいております。

続いて、5番の項目といたしまして、人材育成と働き方改革ということで、職員の能力と意欲を最大限に引き出すため、人材育成を進めるとともに、職員のライフスタイル、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働環境の改善を行えればというふうに考えております。細かな内容といたしましては、人事評価制度の適正な運用と職員の意識改革・研修、職員の定員適正化、時間外労働の適正化と時差出勤制度の活用、労働環境の改善、新しい生活様式に対応した業務参加手法の確立、さらに優れた人材の確保といったような内容を考えております。

続いてのページに行きまして、6つ目の項目といたしまして、地域・企業・団体との協力による業務改善といったところを挙げさせていただいております。NPO法人等地域団体の育成を通じて住民参画を推進し、住民と町がパートナーになって協働してまちづくりを進めるということと、民間にできることは民間にというところを基本としながら、企業や団体と協力してよりよいサービス提供に取り組めればというふうに考えております。1つとして、業務の集約化と公民連携の推進、2番として広域連携の研究、3番としてPPP、

PFI事業の推進、4番として住民参画の促進による地域活性化といった内容を考えておるところでございます。

続いて、7番の項目といたしまして、行政のデジタル化による業務改善と住民サービスの向上といった内容でございます。国のデジタル化に関する方針ですとか社会情勢を考慮しながら、デジタルトランスフォーメーションを推進し、利便性の高い行政を目指していきたいというふうに考えております。また、新しい生活様式に則して極力非接触で手続が行えるよう、体制を整えてまいりたいというふうにも考えております。細かな内容といたしましては、情報システムの標準化の推進、庁内業務の棚卸しによる業務過程の再構築、ICTを駆使した業務改善と電子決裁の推進、申請手続の効率化に向けた工夫、マイナンバー制度の有効活用といったような内容を考えておるところでございます。

本大綱における全体の構成、図の3のとおりというところなのですが、こちらちょっと誤植がありまして、基本理念のところ、こちらが誤っておりまして、こちらの内容が「みんなでつくる 持続可能なスマートタウン三芳」となるべきところでございますので、そこだけすみません。修正をお願いできればと思います。

取り組むべき項目がそれぞれに作用しながら基本方針を達成し、その基本方針がさらに基本理念を達成できるような形にできればというふうに考えておる内容でございます。

大綱の内容としては以上でございます。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 以上が大綱の説明になりますけれども、12ページにつきましては差し替えをさせていただきたいというふうに思っておりますので、申し訳ございません。

まだこれパブリックコメント前なので、皆様の議会からのご意見をいただきたいということで、また後ほど文書のほうを出したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今第7次行政改革大綱（案）について説明をしていただきました。パブコメの具体的な日時、いつからいつまでということはどう決まっていられるのでしょうか。

○政策推進室長（島田高志君） この後出すということで、ちょっと最初日にちは来週とか、そういう日にちになるとは思いますが、そこから30日間という形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 分かりました。

今説明をしていただきましたが、細かい内容にも及ぶこともありますし、今大まかな質問はもちろん結構ですけれども、例えば公共施設マネジメント基本計画は会派に持ち帰って意見をまとめたということもございますので、今後この第7次行政改革大綱の素案について議会からの意見として今後、ここで質問をして分からないところは聞くということももちろんオーケーでありますし、また会派に持ち帰ってということも考えられると思うのですが、どのように進めていくのか、どのようにまとめていくのかについて少しご意見を先にいただければと思いますが、いかがでしょうか。

では、鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 進め方としましては、例えばここで各議員の考え述べて、協議事項ですから、協議するならば、また会派に持ち帰るなら持ち帰るで、もう少しこのところは町にしっかり伝えなければと

か、ここは聞かなければということになれば、また新たにこうやって担当課のほうに来ていただいてという場所を設けて協議が継続されるということなのでしょう。

○議長（井田和宏君） もちろんこの場で質問をするなということではなくて、質問をしていただいてもいいでしょうし、公共施設マネジメント基本計画のように進めてもいいのかなと思ったので、お聞きをしたのですが、まず、足りなければまた次回、次回ではなくてパブコメがもう迫っておりますので、パブコメ中には議会の意見を執行側に伝えるということもあるでしょうから、時間がない中でどのように進めていくかということで、今日もちろん質問をしていただいてもいいですし、会派に持ち帰ってということも少し考えたのですが。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

前回の公共施設マネジメントのパブコメと同様に、会派でまとめないとここで今説明を受けただけなので、ある程度内容に関してというのはこの後会派での協議をして、議会としてまとめるということは必要なのかなと思うのですが、中身に関しては別の機会を設けるってなかなか難しいと思うので、時間的にも。なのでここで一応質問を受けていただいて、その結果で会派でまとめるという形取ったらどうかなどは思いますけれども。

○議長（井田和宏君） 分かりました。では、そのように……吉村議員、よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私も同じです。まずは、ここでは質問をして、執行部のほうにはもう質問終わったら退席でいいのかなと思います。その後議員でどのようにしていくかというのは、意見は大体同じです。

○議長（井田和宏君） 分かりました。

それでは……山口議員。

○議員（山口正史君） そういう形でもいいのですが、根本的に伺いたいのは……

○議長（井田和宏君） では、質問を取りあえず受けるということで進めさせていただきます。では、質問を受けますので。

○議員（山口正史君） というか、やり方がすごく疑問なわけ。だから、ここで質疑して、細かいところを質問してもいいのですが、問題はそれをどうしていくのが今、町の方向が見えない。いきなりパブコメになっていますが、この行政改革推進本部のところの第4回予定でもってパブリックコメント及び町議会意見の確認、調整となっていますよね。だから、パブリックコメントに出される内容に関しては、議会は一切何も意見も反映されていないだろうという話ですよ。パブコメの後に議会の意見も取り入れるということなのか、そこの進め方が全然見えないのです。これ私町長にもクレーム入れましたけれども、おかしいのではないかと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 今後の進め方について、今山口議員からそういう質問があったので、お答えいただけますでしょうか。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 基本的にはパブリックコメントで住民の意見を聞いて、それと同時に議会

の意見のほうも反映させていきたいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ということは、パブリックコメントに出される内容に関しては、議会の意見は全く入っていないと、町単独でつくり上げたものだというを明示して出されるのですよね。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） はい、お答えいたします。

基本的には、町と懇談会と本部がつくったものという形で出させていただきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そこは明示されて出すのですよねと、議会の調整は全く受けないでやるのですよねと。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

議会の調整は、同時にご意見をいただくということで、この案を出していくという形になりますので、その後議会の意見も反映していきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） だから、何回も同じ質問をさせないでください。ここで出すパブリックコメントに関しては、同時に進めていくかどうか知りませんが、少なくとも議会の意見なりなんなりは全く反映されない形で出されるのですよねとさっきから聞いているのです。そこを明示されるのですね。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この案が議会の意見はまだ反映されていないということです。議会の意見は反映されていないというか、この案を出させていただきますので、その案には議会の意見は反映されていないと、これから意見をいただいて直して、本部であるとか懇談会にかけていきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そこがすごく疑問なのは、パブリックコメントを住民に求めるわけです。その段階の内容に関しては、町議会の意見は全く取り入れていない段階で出すわけですよね。それに対して住民からいろんな意見が出てくると、それに対しては住民に対して答える、取り入れられるかどうかの検討をしながらやると、それと同時並行してやっているのだという話ですが、では町議会の意見で何か取り入れて変更がなされたら、パブリックコメントやり直しになるのではないですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

議会の意見をいただいて、それを反映した上でまた公表のほうはさせていただきますので、パブリックコメントをやり直しというふうに考えておりません。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） だから、そこがおかしいの。意見を求める内容に関しては、それが提案としては最終だという形で提示するわけですね、住民に。それで、後から議会のほうから何か言われたから、ここを直しましたというのはおかしい話ではないですかと言っている。つまりパブリックコメントでも、最終的には

パブリックコメント、住民からの意見いただいて、それに対して返答しますよね、必ず。だから、住民にとってみれば、どういう経緯である部分変更されたか見える形になっているのにもかかわらず、議会からの意見が出てきて、それを反映するってどこでもってその事実を住民に公表するのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それに関しましては、推進本部であるとかの資料等で懇談会も一部住民の方が入っていらっしゃるんですけど、それについて反映をして、議会の意見がこういうことですので、反映をしたという形にさせていただきますし、またホームページ等でも公表できればというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 同じ質問でもう疲れてきたので、やめたいのですが、確かに公表はできるでしょう。でも、事実一体このパブリックコメントを求めるときの資料というか、内容がどこまでのものかということとは明示されるのですかと一番最初から聞いているのです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

やり方はいろいろあるでしょうけれども、今まで議会の意見を受けていないだとか、そういうような趣旨でパブリックコメントをした記憶はございません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 過去がどうのこうのと私質問していません。これに関してどうするのですかということを知っているのであって、過去のことを一切別にほじくり出してどうのこうのなんて言うつもりはないのです。

それで、大問題なのは我々住民から付託を受けて議会を形成していると、住民から見ると当然こんなもの、重要な案件に関しては事前に執行側と調整が済んでいるものだろうと思われているのです、現実には。それがそうではないと、実際にはパブコメに出す大綱の案に関しては全然議会からの意見も聞いていませんという中で進められると、町の議会って何のためにあるのかという話になる、もう最後の採決だけ、予算のときのというふうに考えられて、町議会として機能していないのではないかと思われているのです、現実今まで。そういう意見いただいています。当然パブコメに挙がってきたものに関しては、議会とある程度調整が済んでいる、要するに議会の意見全部入れろなんて話ではないです。そういう曲解しないでいただきたいのですけれども、というある程度の調整が済んで、それでパブリックコメントと皆さん受け取るのです。私が議員ではなくてもそう思います。それが、全く町は議会としての調整も済んでいないものがぼんとパブリックコメント挙がって、実際にはパブリックコメント中に議会の意見の確認と調整をします、だったらやめればいいではないですか、こんなもの。議員だって一町民なのだから、パブリックコメントの中で言えばいいと、議会としての意見を取り入れる余地はないとすればいいと思うのだけれども、何でそうやって何となくごまかしているというか、住民をごまかしているのではないかという気がするわけです。言っている意味分かりますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

山口議員のおっしゃるとおり理解できますので、この辺に関しましてはパブリックコメントの中に今現在議会と調整をしているというような文言も入れていければというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

今、山口議員からの質問と、あと執行部側からの回答を聞いていて思ったのですけれども、取りあえずこれ素案なので、素案として議会、また町民の方に一応提示をして、それに基づいた形でこれの中身に対してパブリックコメント中にいろいろな意見をいただいて、最終の決定を素案ではなくて、この大綱のほうに反映させていくという流れかなというふうに私聞いていて思ったのですけれども、その全般の流れ、いつ頃、スケジュールもそうなのですから、今大体決まっている中でいいのですけれども、そこら辺お聞かせいただければよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

パブリックコメントであるとか議会の意見を反映した後に行革懇談会と行革本部にかけて、決定するというふうな形になります。それを3月の末までに行いたいと。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 決定というか、議会、また町民の意見というのが反映されたものというのはどのような形で、またいつ頃報告をするようなお考えでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

3月の末までに決定するということだと、一番直近なのは4月の全協になるかなというふうには考えております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） パブリックコメントまで本当に、今月末ということは住民に知らせていくという時期が全くない。公共施設マネジメントも本当に住民のパブリックコメントやっぺいながら、住民は知らない。知らないところでやっぺいしていくのですよね、みんな。これは、どういうふうに知らせていくのですか。ネットぐらいにしか考えられないのですけれども、それは回覧とか、そういうこともするのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

回覧については、基本的にはしないです。ネットだけではなくて、公共施設、例えば公民館であるとか、出張所であるとか、その辺のほうには案のほうを置いて、供覧に付したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それは、案を置くのは当然ですけれども、置いたってそこに置いてあるということを知住民は知らないですよ。どうやって知らせていくのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、パブリックコメントですので、ホームページ等で知らせていくという形になります。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際にホームページを見て、ネットをやる人たちがどのくらいいるのかということで、本当にもう少しパブリックコメントですから、住民の意見を聞くということなので、やっぱりその点をもっと考えなくてはいけないと思います。こんなせっぱ詰まってこういうふうにするというのは、ただ形式だけやっているということにすぎないです。この素案を見ると、受益者負担を当然とする住民負担増と住民サービスの低下、このような大綱に見えるのですけれども、その辺はどのように捉えていますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そういうことではなくて、持続可能に自治体経営を行っていききたいというのがメインでございまして、それとあとはデジタルのほうを使って今後自治体経営のほうを行っていくという今までの大綱の部分と、あとデジタルを推進していこうという部分の、基本方針は3つあるのですけれども、大きな2つの形で行っていききたいというふうに思っております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） スマート自治体の推進とありますけれども、先ほど言ったようにデジタル化ということで、それによってまず職員を減らすというのではないか、スマートというのはそういう意味かなと、あと公共施設の削減、それで持続可能な財源を取る、その2つに取れるのですけれども、その辺はそういうことではないですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

そこまで極端に物事が進むというふうには考えておりませんので、あくまでも推進をしていくと、スマート自治体においても今後デジタル庁のほうが発足されますので、それに対応した形でやって、うちの町に合ったデジタル推進を行っていく、決して職員を減らすというようなイメージではございません。

あと、公共マネジメントについては、やはりうちのほうの財政と維持管理について今後人口減を考えながら行っていくというようなこともありますので、その辺については必ず対照していくというのは多分公共施設マネジメントのほうでも説明があったというふうに考えますが。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） これで最後にしますけれども、先ほど言ったデジタル化によって、これ2023年度までの3年間の計画ですので、その3年間の中では職員の削減はない、それから公共施設の削減もないというふうには捉えていいわけですね。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

職員の削減については総務課が所管ですし、公共施設につきましては今度新しく施設マネジメント課ができますので、そこの所管になりますけれども、そこで考えていくというふうな形になります。現在ないというふうには言い切れません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ですから、担当課はそちらに行くかもしれませんが、この政策室で第7次行政改革大綱をつくっているわけですから、そういったことも含まれてつくっていらっしゃるというふうにはこちらは捉えるのですけれども、それを踏まえてつくっているのではないのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

人事につきましては、第6次適正化のほうの計画に合わせて行っていますし、公共施設の削減につきましても公共施設マネジメントのアクションプラン等、この間ご説明があったかと思うので、それに沿って行っていきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。説明ありがとうございます。

それで、第4回予定のところでパブリックコメント及び町議会からの意見の確認、調整とあります。パブリックコメントが終わった後には、例えば町民の方からまたは議会のほうからいろいろな意見がある場合、その意見に対してどのように回答したのか、そしてもし変更があればこういうふうに変更したとか、いつもホームページ上で回答されると思うのですけれども、その辺についてはきちっと提示がされるのかどうか確認したいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

町民のパブリックコメントにつきましては、回答するというのは決まりでございますので、ちゃんとホームページで回答をさせていただきたいというふうに思います。議会についても、ご意見出た場合については何らかの回答のほうを差し上げたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） その回答によって、例えばこの素案が調整をされて、どこか変更があるというような場合もあるということで思っているのかどうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その意見によって変えるということが本部であるとか、懇談会であるとかで決まれば変更はあるというふうに思っています。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

5 ページの達成目標の2番の財政調整基金の確保というところで、目標値が財政調整基金10%以上となっておりますけれども、何の10%なのかというのが、これは標準財政規模に対してなのか、歳入の総額に対してなのか何を、分からないというか、これで分かるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 分かりづらいということですので、基本的には標準財政規模に対しての10%という形になりますので、その辺についても米印だとかを書いていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

A4のほうの経緯の説明をいただいているところをちょっと教えていただきたいのですが、行政改革懇談会の第3回と推進本部の第3回、これが同時期に書面で表記がございましたけれども、非常に大事な第3回の内容になるかと思いますが、どのような形態で、オンラインなのか、書類だけを送付して、後にここに何らかの形で意見を聴取するのか、どのような形で行われますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

現在ワークフローというのは、役場のデスクネッツというもの、イントラネットに使っていますので、それを使ってやると各個人議員のお名前が出て、意見の反映であるとか、添付書類だとかをつけますので、それを使って行いたいというふうに思っております。そうすると、各自意見が言えるという形。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

知識がなくて、ワークフローのイメージが持たなくて申し訳ございません。幾つかの審議会であるとか、そういう場に参加をさせていただきますと、一部参加、一部の方はオンラインみたいな形が割と見受けられる経験をしているのですが、先ほど来大事な内容であるということのご意見たくさんある中で、やはり双方の相互意見交換のような場のほうがより一層中身が濃く、また誤解も生じず、そのやり取りの中での進展であるとか成果というのが期待できるのではないかと思います。今のおっしゃったような形ですと一方通行のような形になるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

役場内につきましては、順次席が近いですので、お話しはできるというふうに考えております。懇談会につきましても、オンラインを駆使するということもございますが、今回につきましては意見をいただいて、あとは電話連絡等で行うというような形にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

3ページのこれまでの取組と成果のところなのですが、ここで第5次行政改革大綱、あるいは第6次行政改革大綱のことが出ております。結果的に2019年度、20年度はまだちょっと見えないですけれども、達成できそうもないという状態の中で新たな目標を定めていると、これ割と町の何でもそうなのですが、なぜ目標を設置して、それができなかったのかという分析が全くなく、新しい目標を設定するということは、結局最後やるつもりでしたけれども、できませんでしたと終わってしまって、この内容自身の信頼性が全然乏しくなっていると思っています。なぜできなかった、第5次、第6次行政改革大綱で経常収支比率の目標が達成されなかったのかきちとなぜ分析をされていないのか、お伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

第6次につきましてはこれからということで、今年度の分を見据えてやるのですけれども、なかなか厳しい状況だということは先ほど山口議員がおっしゃられたとおりでございます。その辺のなぜにつきましても、今後懇談会であるとか、本部であるとかでご説明をしながら、数字を使って説明をしていきたいというふうに思います。実際に明確な理由というのを、6次につきましてはこれから行っていきたいというふうに考えておりますので、それをご報告のほうをさせていただきたいというふうに思います。

5次につきましても、ちょっと詳しい文書を持っていないのですけれども、その辺につきましてもやはり目標達成できなかったというのは行革懇のほうからも言われておりますので、その辺達成できなかったことをよしとするわけではないのですが、達成できなかった分を6次につなげていこうというふうな形で6次のほうは策定をさせていただきました。

7次につきましては、総合計画の目標がありますので、それに合わせて93%というような目標にさせていただきましたけれども、それを目指して行っていきたいというふうな形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ですから、第5次、第6次達成できなかった、それは事実だと思うのです。そこ隠す必要もないし、事実は事実として、ではなぜできなかったのか、そこをきちっと分析しないで第7次つくって今度はやりますと、そんな話が信用できるかという話です。それずっとやっていくと目標は何でもいいから、出しておいて、結局後で駄目でしたと終わらせてしまって、何も改善がされないということが続くわけです。だから、なぜそこがきちっと分析したものが文書になって出てこないのか。第6次のときもそうです。また第7次で同じことやって、今度93%でしたっけ、また絵に描いた餅ですねとなってしまうわけです。だから、5次、6次でこうこういうことで達成できなかったから、第7次においてはそこをどう改善していくかというのがあって、それで93なら分かります。そこをどう考えているのかなと。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ちょっとお答えになるか分からないですけれども、93%というのは総合計画の目標であると、そこそごがあるのではなく、目指していく目標として高い数字を選んだというふうな形になります。中の分析につきましては、今後行っていくというふうな形で行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

そうすると、93というのは矛盾がないようにして数字を設定したと、中身に関してはできるか、できないかは別の話だという解釈でよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

総合計画に合わせたというふうな形になります。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

私も山口議員のなぜの部分なのですけれども、経常収支比率を下げたいければそれでいいのかという、そこら辺の問題さておいておいて、やはりここに、1ページに掲げてあるからにはそこら辺の検証は大事だと思うのですけれども、もうちょっとピンポイントで聞いてしまいますけれども、グラフの2019年、95.7、3ページです。今まで順調に下がってきたのがいきなりぼんっと上がってしまっている、財務のほうの話かもしれませんが、どのように把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

ちょっと詳しい書類を持っていないので、また今後説明をしていきたいと思うのですけれども、実際順調に下がってきた中で92.4を出したときには、入の部分についてやはり大きいというふうな、税収が上がったりしたものにより影響をされるということで、18年のほうは減少傾向にあったというような形になります。19年につきましては、それが跳ね返りではないのですけれども、元に戻ったような形になってしまったのですけれども、この辺につきましては、三芳町につきましては大きく影響するのは企業の留置であるとか、誘致であるとか、ふるさと納税であるとか、定員適正化などの職員に関するものであるとかやはりこの辺の数値のほうが大きく影響するところだなというふうに、大きな分析ですけれども、そこになっているというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） そこら辺の要因も含めて、山口議員もおっしゃったように単に数字を挙げるだけではなく、しっかり分析して、その辺り考えていていただきたいと思います。お答えは結構です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今回7次ということで、6次から7次に改革大綱が移ることになると思うのですけれども、7次で、この案が一番の売りって何なのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

7次で大きく新しく違っているところは、やはりスマート自治体の推進というふうな形になります。ここは国と、あと町の機構も改革して、新たにスマート自治体のほうを目指していくというふうな形がこの7次の目玉であるというふうな形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

そのスマート自治体というのがイメージがつきにくいのですけれども、一般の住民にとってスマート自治体ってこういうものだなというのは分かりづらいと思うのですが、どうお考えでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

コロナの件もあるのですけれども、非接触型のものであるとか、あと例えば職員にしても業務上のICT化を行っていくことで業務の軽減であるとか、効率性を考えて行っていくと。住民にとっても、今コンビニやっていますけれども、コンビニ交付によっていろんなものが簡単に取れるようなものをやるであるとか、あとはキャッシュレスの話もありますので、その辺につきまして国のデジタル庁と一体になっていろいろ三芳町に合ったものを考えていきたいというふう考えております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

コンビニ交付とか今までもずっとやってきているわけですね。だから、住民生活にとってそんなにそれが増えているかどうか、大部分占めているかどうかはまた別ですけれども、住民生活そんな変わらないと思うのです。スマート自治体として職員の働き方が変わったとして、住民にはあまり見えないと思うのです。なので、そういったところで見えるものがあまりないなというのがあるのと、新しい生活様式とかというものがどういうふうにこの新しい案のほうに入ってくるのかというのが、この文書だとあまり感じないというふうに思っています。

それと、例えば業務の効率化というのであれば、実はこの素案にしても見ると1月でできているわけです。というのであれば、その段階で議会のほうに、今日ではなくて事前に出していただければ、今日の説明20分以上あったと思うのですけれども、その分は要らないと思うのです。前もって配付していただければ読めますので、そういったことで効率化できるのに、何でしないのだろうなと思うので、効率化というのであればそういったことも含めて効率化、ICTだけではなくて、やれることをやっていただいたほうが実感できると思うのですけれども、どうですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

アイデアありがとうございます。そういったこともできるということであればそういうふうにして、事前に読んでいただいて、今回も資料大分遅くなってしまったのですけれども、読んでいただいて、この全協とかの効率化も図っていきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

では、鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） すみません。行政改革大綱ということでちょっとお聞きさせていただきたいのですが、これ経緯のほうでありました行政改革懇談会のほう11月4日に行われております。私そのとき一部ですが、傍聴させていただいた際になかなか懇談会に参加されている委員さんも、行政にとっては耳が痛いかもしれないけれども、的確なご意見というのが出ていたと思うのです。その中で1つ気になったのが、あまりもうこうなりますという完結したものを持ってくるのではなくて、ある程度未完成での段階で提示してもらって、協議するというふうにはできないのかといったご意見が委員さんからあったと思いますが、この冊子のほうの6ページのほうを見ると、あくまでも懇談会のほうは進捗を報告、要は出来上がったもの、こういうふうにできましたというのを報告して、それに対して意見を聞くだけの場になっていますが、ここは今までと変わらないということよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これは、進捗報告という形になっていますけれども、今までと変わりはないです。ただ、策定段階においてはご意見のほうをいただくというふうな形になっております。

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

すみません。最後に、1つだけ基本方針をお聞きしたいのですが、そもそもの考え方としてはこれは行政改革を行うためのものなのか、あるいは行政改革を行いつつ住民サービスを維持しようということなのか、あるいはまた行政改革と住民サービスの向上も両立しようということなのか、基本的なスタンスをお答えいただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

持続可能なというのがキーワードになっているのですが、持続は今行っているものをもっと効率よくして、今のサービスを住民に提供していこうという考えはこの行革大綱のみならず、多分三芳町の考え方というふうになりますので、それを維持していくためにある程度お金の面も削減しながら行っていく、マネジメントを行っていくという形になりますので、住民にとってよりよい行革を行って、サービスを行っていければなというふうな形になりますので、決して苦しい形になるものだというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、協議事項の1番の第7次行政改革大綱（案）についての説明は閉じさせていただいて、議会としてどういう意見をまとめていくかについては、協議事項全て終わった後に皆さんからご意見をいただいて進めさせていただきたいと思います。

それでは、休憩をしたいと思います。

（午前10時37分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午前10時45分）

◎三芳町日本版M a a S実証実験について

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行いたいと思います。

協議事項の2番、三芳町日本版M a a S実証実験について説明を求めます。

政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 政策推進室、富田です。私のほうから、三芳町日本版M a a S実証実験三芳町高齢者等支援システム事業についてご説明させていただきます。

表紙めくっていただいて、1枚目につきましては日本版M a a Sの実証実験ということで、これまでの経緯を書いてございます。こちらの内容につきましては、割愛させていただきたいと思います。

めくっていただきまして、実証実験の内容、こちらでは青い字で書いてあるとおり、主な実証実験の狙いとして6つの項目を示しております。高齢者でも使いやすいアプリの構築ですとか、ICTを活用した乗り合いの実現ですとか、そういった6項目を狙いとしております。

資料をめくっていただきまして、本実証実験の概要についてご説明させていただきます。事業名称につきましては、三芳町高齢者等支援システム「くるタク」と名称されております。実証実験の実施期間につきましては、令和3年1月13日から3月31日、対象者といたしましてはみよし台、竹間沢、藤久保4区の一部、町道幹線20号線以南のところの方が対象者となっております。しかし、今回3月31日までの実証実験の期間だったのですが、緊急事態宣言等もございまして、なかなか人も集まらなかったような状況を踏まえて、事業者等との調整によって、現在地域を拡大するのと、あと実証実験の期間の延長、これにつきまして事業者側のほうで国土交通省のほうに今申請中であります。その申請許可が得られれば、まず対象者の範囲を町内全域に拡大する予定でございます。実証実験の実施期間につきましても、6月末ということで今申請しておりますので、そこまで実証実験期間が延びる予定でございます。運行日時につきましては、土日祝日を含む8時半から16時半まで行っております。

次のページを御覧ください。こちらの「くるタク」の内容をご説明させていただきます。こちら実験参加者の自宅から設定されている目的地、設定されている目的地から自宅、この往復の間の乗り合いによるタクシー運行になります。システムにより、その乗り合いのルートの設定ですとか、確定割引料金の設定などによって効率的な乗り合い運行を行うようになっております。ただ、今回緊急事態宣言ございましたので、現在は乗り合いは行っていない状況です。今利用申込者の方1人で運行をしているような形です。今後、緊急事態宣言が解除された後に協議しながら、この辺の乗り合いのところは行っていきたいというふうに考えております。

新たに今回、後ほど議員の皆様にも御覧になっていただきたいと思いますが、タブレットを貸与しております。そのタブレットでタクシーの申込みとか行うような形になっているのですが、この実験を開始した後に追加した事項として、タブレットに事業者からのPR等、そういった情報を発信するような仕組みも新たに事業者からの提案で追加されたところでございます。

次のページめくっていただいて、日本版M a a S実証実験、利用のイメージというところですよ。先ほどご

説明した内容を図で表したような形になるのですが、自宅からタブレットやスマホで注文、お迎え場所で待って、タクシーに乗って施設に到着、その施設から施設に設置されてあるタブレットで注文して、タクシーに乗って自宅に到着といった形になります。こちら今スマホというふうに書いてございますが、こちらのスマホにつきましても現在アプリを今事業者が申請しておりますので、ちょっといつ下りるかというのがまだ未確定の部分でございますが、タブレット以外、スマホのアプリをダウンロードして利用できるような形になる予定でございます。そのときには、今現在のこのタブレットの貸出しにつきましても70歳以上の高齢者を対象としておるのですが、全年齢の方を対象とするような形で考えております。利用のイメージは、こういった形になります。

続いて、次のページを御覧ください。今回の実証実験において現在目的地、行き先として設定されている一覧を示してございます。駅ということでみずほ台駅現在設定しておりますが、このみずほ台駅なのですが、その隣の下から2番目に東武ストアというところで書いてあると思うのです。ここがみずほ台駅という認識で、東武ストアさんにご協力いただいております。病院としては、現在三芳野病院さんにはタブレットを置かせていただいて、イムス三芳総合病院さんは現在調整中という形になっております。

この表の一番右の欄、今後の展開ということで、現在追加でこの実証実験の事業にご参加いただけないかということで交渉しているところがこちらに書いてあるとおり、鶴瀬駅、恐らく鶴瀬駅の東武ストアでございますので、そちらの事業所、それと埼玉スポーツセンター、あとカスミ、マミーマート、三和富士交通さんが上富、いも街道のところにございますので、そこでも置けないかというところで現在交渉を進めているところでございます。

それでは、次のページをめくってください。こちらのタブレットのシステムの使い方、どういった画面が出るかということでこちら示してございます。では、そのタブレットの本物をお持ちしておりますので、今担当といいますが、実際に内容を見ていただくよう回りますので、ちょっと御覧ください。

○議長（井田和宏君） この間説明をしながらですか。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 後ほどのほうがよろしいですか。この資料と一緒に……

○議長（井田和宏君） 説明続けてもらってもいいですか。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） よろしいですか。では、後ほどそのタブレットについては話します。

失礼しました。こちら図で書いてあるのが、後ほどお見せさせていただきますタブレットの内容になります。自宅ですまず行き先を選び、時間を選びます。自宅からですと、こちら注意していただきたいのが到着の時間を選ぶような形になります。目的地の到着時間を選んで、そこの自分の行きたいところを押していただく、そうするとタクシーが予約できます。お迎えの予定時間が出てきますので、それで大丈夫だということであればタクシーを予約するところをタップしていただいて、予約が成立になります。

逆に今度帰りなのですが、施設から自宅に戻るとき、こちらは施設に設置されてあるタブレットに利用者に配付しておりますタクカードというカードのQRコードを読ませると、そこに時間を選ぶような画面が出てきます。帰りの場合は、先ほど施設に行く場合は到着時刻を選んだのですが、施設から自宅に帰る場合は施設から出る出発の時間を選ぶような形になります。こういった形で利用していただくような形になっております。

続いて、次のページを御覧ください。今回こちらの実証実験の中では、アイドルタイム、要はお客さんが少ない時間に乗り合いが成立するようにそこを目的ともしておるのですが、例えば通常800円の場合、先に1人既に予約が入っていた場合については、もう金額が下がっている形で表記されます。最大3名になりますので、一番安い金額になる可能性もありますし、そのまま1人の場合は1人の値段になるような形になります。先に、例えば1人でしか申込みがなかった場合、そこで予約して、途中でその時間に間に合うように新しい申込みがあった場合については、料金が支払うときに下がるような形になります。ですから、初めに申し込んだときには1人の値段だったのですが、後から追加で相乗りの申込みがあった場合については割引される料金ということで、金額が安くなるような形になります。

次のページめくっていただきまして、配車の流れ、利用の例ということで、今ご説明した形なのですが、例えばこちらの図で示してあるとおみずほ台駅に10時半の着の予定ということで、ちょっとこれ順番逆、予約順、Bさんが先に予約した場合、10時半にみずほ台に行きたい、Bさんが予約した場合に10時15分にお迎えに行きますよということで予約が成立します。その後Aさんが2番目に予約を申し込んだ場合、その場合にはBさんのお迎え時刻の10時15分という予定は変えませんが、それに間に合うような形で10時10分という形でAさんを迎えに行きます。Aさんを拾って、Bさんを拾って、10時半にAさんとBさんがみずほ台に着くような形になります。

逆に施設から自宅に帰る場合、例としまして、三芳野病院11時半に出発したいということで予約した場合、Aさん、Bさんがそれぞれ11時半出発のを申し込んだ場合につきましては、そのシステムで最短ルートを計算して、この図ですとAさんを先に降ろして、その後にBさんを降ろすといった、そういった形になります。

続いて、次のページを御覧ください。こちらシステムを使った形で最短のルートを自動的に計算した上で予約するような形なので、最初に申し込んだ方、自宅から目的地、目的地にこの図ですと1人目の方が三芳町役場に到着12時にしたいといった場合につきましては、大体お迎えが11時45分ぐらいですということで予約のときにします。その時点で一旦確定料金が入ります。この例ですと800円。2人目の予約が入った場合、その時点で割引が適用になりますので、700円というような形になります。こちらの料金につきましては、設定している自宅から目的地までの距離によって料金が変わってきますので、登録している個人個人によってその目的地までの料金というのは異なるような形になります。今回到着時間で予約することで迎えに来る時間を約束して、それによってルートを組み上げて予定時刻に到着できるような仕組みとなっております。

次のページを御覧ください。こちらにつきましては、以前にもお示したかと思いますが、今後の将来的な展望ということで、乗り合いをすることによって住民の方の交通の利便性を上げるとともに、平時のサービスですとか、あとは災害時の避難の一助にも活用できればというふうを考えております。今後、実証実験後どのような形でこの事業が継続するかどうかというのは、利用の状況ですとか課題等を整理しながら、参加している事業者とも調整しながら決めていきたいというふうを考えておりますが、現在のところどのようにするかというのは、まだ具体的には決まっていない状況でございます。ただ、実証実験、コロナの関係で期間が延びますので、その中で様々なデータですとか、利用者のご意見ですとか、そういったのを聞きながら事業者とも調整、協力しながら今後も続けられるように推進していきたいというふうには考えております。

次のページをめくっていただいて、こちらにつきましては今回実験していることで期待されることを記載

しております。タクシーを活用したD o o r t o D o o rの移動サービスでラスト1マイル問題の解決、貸出しのタブレット、スマホからの注文で高齢者の方にこういったI C T機器の苦手意識というのを軟化させていただきたい。もちろん相乗りを活用したタクシー料金の軽減、これに基づいて地域で持続可能な交通手段が確立できればというふうに考えております。災害時の早期避難等につきまして、このタブレット等を活用して、I C T活用によってその利便性を向上させる、I C Tを活用して、それを核としたさらなる住民サービスの向上に発展できればというふうに、こういったところに期待を寄せているところでございます。

続いて、次のページをめくっていただきまして、今回実証実験が始まった途端に緊急事態宣言が発令されてしまいまして、タクシーのほうもそれに伴ってコロナ対策のほうはしっかりと対応させていただいております。こちらの写真にあるとおり、防衛シールドを設置したりですとか、後部座席の仕切りをやったりですとか、空気清浄機も設置しています。また、消毒や換気ももちろん随時行っているような形です。こちらにも書いてあるとおり、緊急事態宣言発令に伴って現在は乗り合いは休止している状況でございます。

資料の内容につきましては、以上となります。

では、実際に貸与をさせていただいているタブレットと施設に設置してあるタブレット、そちらを今担当が回って見ていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） ちょっと暫時休憩します。

（午前11時04分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午前11時20分）

○議長（井田和宏君） 今三芳町日本版M a a Sの実証実験について説明をいただきました。この後質問をお受けしたいと思います。

質問がある方は、挙手にてお願いをしたいと思います。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。説明ありがとうございます。

このタクシーを利用するのは、例えば障害者手帳を持っている方で福祉タクシー券を持っている方なんかは、迎車料金を別に払って乗るわけなのですけれども、これはそういった方でも誰もが申し込めるといえるのか、申請すれば使えるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

先ほどご説明したとおり、今範囲を広げる申請中、それとアプリによって年齢の幅が70歳以上ではなくなるといっていることをやっていますので、それがクリアできれば特にその辺の誰でもできるような形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

これは、まだ実証実験ということなので、別に町の事業でも何でもないという段階だと思うのですが、そ

こでちょっと疑問なのは以前やっていたデマンドと何が違うのと。タブレットを使うというところは確かに違う。だけれども、後の部分何が違うのと。デマンドをやめたときの理由もう一回見直していただきたいのだけれども、あのとき前室長がこういう理由でやめますと宣言したのです。単なる安いタクシーでしかないと、それから利用者も偏っているとか、いろいろ理由はありましたけれども、そこがもしこれを本当に町の事業として継続していく、やるということであれば、そこをちゃんと検証しておかないとあのときはあのときで前室長が勝手なこと言ったのですよでは通らないと思うのです。そこはちゃんと整合性取ったほうがいいと思うのだけれども、今これずっと聞いていて、何がデマンドと違うのかなと、タブレット以外に。すごく疑問なのですが、今やっている実証実験では何が違うのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

まず、前回のデマンドと違うところが実証実験中ということもあるのですが、乗降所の場所の数というのが非常に少ないような形です。前回のデマンド交通の場合は、今回の実証実験は自宅から目的地の往復でしかできないというところになっていますので、そこは前回のデマンド交通とは少し異なっているような形になると思います。

それと、前のデマンド交通につきましては、申し込んだ登録者の方が1人決まった金額を払うような形、家族と一緒に乗ったりとかということも想定できたと思うのですが、今回の実証実験につきましては逆に家族でタクシーを使ってどこかに行きたいといったケースには、普通にタクシーを呼んでいただいて、その金額で乗ったほうが安くなる可能性がありますので、どちらかというと今回の「くるタク」につきましては、1人の方の移動といったのが主に多く安くなるような形になっていくのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際は、タクシーを使った事業ということで、デマンドをイメージされる方もいらっしゃるというふうに思いますけれども、基本的にはこれは事業者が行っているというふうに考えていますけれども、三芳町に合ったシステムを開発しようというのは一つの考えでございまして、例えば三芳町に合ったアプリをやるとうちのほうでやっている公共交通の補助事業であるとかとリンクして、その辺の制度を今申請でいろいろやったりするのが大変だということもありますので、その辺のほうも開発していただければ、例えば70歳以上の方はお金払わずに乗れるだとか、そういう方向も考えられますので、そこがちょっとデマンドと違うのかなというところです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） 新村です。お答えいたします。

もう一点、すみません。補足させていただきます。前回のデマンド交通については、町民の方を乗降所間を輸送するために、300円でできるために町のほうから委託という形で三和富士交通さんのほうにお願いしておりました。その結果、安いタクシーという形で、実際には住民の方は300円で利用しているのですけれど

ども、その裏側で行政のほうから委託料という形でお一人当たりかなりの金額がかかっていたということが1つ検証結果として出まして、そういったことで継続性が難しいというところが課題でございました。

今回のものについては、乗り合いという形を取って、なおかつタクシー事業者さんにとっては、暇な時間に空車をなくすことと通常にはお一人の方が乗る利用とお二人を1ルートで運ぶ場合で、タクシー事業者さんにとっては2人の乗り合いがなかった時点で、通常の1回の運行よりも多い利益が得られるということになりますので、そういった利益の部分をこちらの値下げの部分に充てていただくということで、運行の運賃に関しては自立採算、事業者さんのほうの採算の中で行っていただくというのが前回のデマンドの町の補填というか、委託の部分と大きく異なる部分になります。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 今私聞いたのは、これはまだ実証実験だということで、ただ実証実験に参加しているということ事実があるわけです。ということは、町として何らかこれがうまく次の展開ができるならという前提だと思うのです。もう初めからやる気がなかったら実証実験なんか参加する必要もないですから。だけれども、この実証実験のスキームをそのまま次の展開にすることは私は思っていなかったのだけれども、今のお話聞くと事業者の、要するに自立採算で云々かんかん言われると今のスキームをそのまま持ち込もうとしているのかなと、それって逆におかしいのではないかと思うわけです。つまり実証実験で得られた結果を基に町に合ったデザインをもう一度し直して、そこで必要な補助が必要だったら補助で出すし、当然今交通の、障害者もそうだし、高齢者に対しても、それから免許返納者に対してもいろんな補助をしていますと、それをすっきりうまく統一した形でデザインができないかということだろうと私は思うのだけれども、今の話だと後から説明でこのスキームをそのまま持ち込もうとしているのだったら、私とんでもない間違いを起こすと思うのです。ちょっと戻って、それはないのだろうと、スキームは新しく作り直すのだろうという前提の下に、そのときに前やっていたデマンド交通とこの次にスキームをつくっていく中で何が違う、要するに前回でデマンドを否定した部分、まずかったということで、継続性がないということで止めた部分、やめた部分が次のスキームをデザインしたときにきちっとクリアされて、新しい形のスキームができるのですねというところを聞いているのですけれども、そこはいかがなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

スキームも含めて今回の実証実験でどういった使われ方があるですとか、どういったニーズがあるとか、そういったところも検証をしていく必要はあると思います。その中で、町もそうですし、実際に運行している事業者さんもそうですし、システム会社さんも含めて今後どういうふうにしていけばいいのかというのは検討していく必要があると思いますので、今の現時点で目指すものはございますけれども、そこに具体的に今からこうやりますというのはまだないところでございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 今ないのは分かっています。だから、次に新しくこれを継続して、もうちょっと三芳に合ったデザインをするときには前回デマンドを否定した部分に関して、また同じことをやるとなると何であるときやめたのという話になるので、そこもきちっと検討してほしいということを行っているのです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

そういったデマンドの前回やめた経緯も含めまして、今後この「くるタク」事業が継続できるか等も含めて検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

せっかくそういった実証実験ということで、何人の方が利用されているのか、ちょっと少ないような話をされていましたが、実際利用者の数を増やすような努力をしないと逆に補助金払ってって言い方悪い、言ってもいいのかわからないけれども、実験にならないと思うのです。ある程度やっぱりどういうふうにご利用者を増やすつもりなのかお聞きしたいと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

利用者の拡大につきましては、先ほど申し上げましたとおり現在申請中になっておりますので、範囲を拡大してからご案内はさせていただくとともに、前回のデマンド交通の登録者の方、それと公共交通補助事業の登録者の方を対象にこういった実証実験を行っておりますということで、申込み等のご案内は個別に通知させていただいております。実証実験当初地域が限定されていた部分もございますので、該当する区にはチラシ等のご案内させていただいたのですが、対象範囲拡大されたら広報等でお知らせできればというふうを考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

私もタクシーアプリ 2 つ入れて使っているのですが、商品名を言うとまずいのですかね。G タクシーというやつだと最初にキャンペーンで 500 円引きします、3 回使えますというのが出ていて、乗るたびに 500 円を引いてくれたというのがあったので、公共利用補助に対しても簡単にそんなことはできるのではないのかなというふうに思っております。あと、1 回クレジットカードを登録しておけば、もうそこまで幾らというのは当然出ますし、行った瞬間に会計というボタンを押せば何もお金のやり取りなくてできるようになっておりますので、こちらのほうは現金で払うというふうになっているので、そちらのほうも少し考えて、公共事業補助の利用とキャッシュレスになっていますから、そういったものもちょっと考えていただきたいなと思うのと、では何が配車アプリと違うのかな、実際ただ呼んだら勝手に GPS で自分の場所がもう特定されて、行き先さえ入れれば、それがお年寄りの場合は分かりにくいから、登録したところだけ行きますよという多分システムなのだと思いますけれども、そこら辺が分かりやすいですよというだけのソフトの違いかなという感じはしますけれども、現金で払ったり、ちょっと中途半端な利便性の部分もあるのかなと思うので、公共事業の補助も簡単に使えるような形で募集するときに、逆に割引きしてしまっ、使ってくださいぐらいで利用者を増やすようなことをしても、こちらが負担していいのかな、そうではないと実験にならないので、5 人や 3 人でやっても多分国のためにはならない、町のためにはならないと思うので、ぜひ

そういった部分もちょっと検討していただきたいなと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

貴重なアイデアのほういただきまして、ありがとうございます。今後そういったことも含めて、このアプリの中で行っていただければいいなというふうには担当としては思っています。この今回の実証実験の期間中の中でそれを導入するというのは、ちょっと非常に厳しいというふうなのが担当の意見でございます。今後この事業自体が継続的にできるような形で進んでいければ、そういった住民サービスの向上にさらにアップできるような形のサービスというの、事業者とも協力しながら推進していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

今は国のほうの主導ですよ。町は、支出をしなくてもいいというようなことで、職員は大変な時間を取られていると思うのですけれども、私個人的にはこうやって国の推進することをどんどん、どんどん町はやるべきではないと思うのです。もう少し考えてから手を挙げないと、ほかの自治体がやって、その様子を見るとか、そういったことも必要だと思うのです。それで、事業主が今主というふうになってはいますが、これが実証実験でなくなれば、当然町の様々な支出は必ず出てきます。そこも踏まえて、今室長もいつも言っているように、町民の要望は足の確保です。その中で、小型循環バスの導入という、そういったことも考えてきたわけですから、総合的なことを考えて、何がいいのか、途中でやめるとしたらまた町民にいろんな支障を与えてしまうわけですから、やっぱり早めに結論を出さないといけないのかなというふうに思いますけれども、その辺のことについては室長はどういうふうに考えるのか、お伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

現在実証実験中ですので、小型循環バスとまた別の問題として考えております。三芳町に合ったものをデザインしていただくというのがまず一つの私の考え方でございまして、そこでつくって、三芳町に合ったアプリであるとか、タクシーの利用ができるような形を目指してつくっていただければ、三芳町にとって利益がある実験になるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、続けるのか、続けないのか、早めの決断が必要ではないかということなのだと思います。そうすると今町内小型循環バスは別のことということですが、そちらのほうも同時に並行的に考えているということだと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

それにつきましては、ちょっとここではお答えできませんけれども、あらゆる公共交通の方法についてはうちのほうの課題となっておりますので、政策推進室のほうでは考えていきたいというふうに思っています。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

簡単に聞きたいのですけれども、この8番の将来的な展望で伺いたいと思います。昨年9月の一般質問したときに、室長の答弁では「今回の実験ではシェアライドのみを対象するものではなく、役務の提供も鍵を握るもの」というふうに答弁しているのです。今回シェアライドは今できない、やっていない。役務の提供も将来的な展望ということで、これもやっていないということで、そのときの答弁と全く何か中身が違うのです。となると、そもそもこの実験をするところの意義って何なのかと思うのです。シェアライドできない、役務の提供できない、薬を運んでもらうとか、そういったこともできないというのであれば、去年説明していただいたところの意義は全くないのです。なぜそれができないうちからこうやって始めてしまったのか。緊急事態宣言がと言われましたけれども、緊急事態宣言が終わってからなぜできなかったのか、準備が整ってから実験として将来、目的としてはこの実験を通じて多くの方が利用できるようなシステムの構築ができるようにということと町の取組として様々な可能性が考えられてくると言っているのですけれども、そういったことは全然中身がないのです。説明された中身が全然ないのに、なぜ始めてしまったのかというのを聞きたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今回シェアライドはコロナの関係でできない、役務の提供のほうも今のところはできないという形になっておりまして、当初計画していたものとずれるのですけれども、やはりこの国庫事業に関しましては実際実証実験は行うというような形で業者と打ち合わせておりましたし、三芳町に合ったアプリの開発であるとか、公共交通の移動の傾向だとかを見ていくということで、今回実験のほうは行ったというふうな形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

シェアライドのほうのアプリというのは先ほど、アプリというか、タブレット見せていただきましたけれども、この役務の提供のほうでアプリって全然ないです。これ全然ないし、なぜできないというので、なぜ進めてしまったのか全然説明になっていないと思うのです。

それと、前に言われていたのは、例えばフードデリバリーに関しては立法上できないというのがありましたけれども、これ今立法上できるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 失礼しました。フードデリバリーについては、ちょっと今調べがないので、お答えすることはできません。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

実験するといっただけでずっと説明されていたわけですが、今日説明するというので来ているわけですが、何で調べてこないのですか。もしないのであれば、平時サービスとしてこういうのを将来的な展望というの

はおかしいです。一般質問の答弁で立法上できないと言われたのです。そういうことをちゃんと調査しないでやりますというのはおかしくないですか。鍵になるもの全然ない、中身すかすかな実験をやっているというふうにはしか取れないのですけれども。そのために町はお金出していないのですけれども、皆さんの人件費がかかっているわけです。お金は払っていないけれども、人件費として提供しているということをもっと認識していただきたいと思うのですけれども。やれということではないのですけれども、やるというのだったらちゃんとやってくれないと困るということです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

確かに事業費は出していないのですけれども、うちのほうの職員は動いていまして、かなり事業をしているというふうには考えておりますので、この実験が当初のと様相はちょっと変わってきているというところはありますが、しっかりこの辺の今やっている実験内で三芳町に合ったものをデザインできればなというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今やっている実験の中で今後考えていくということですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際役務の提供であるとかも当然考えていくというふうな形になるというふうに考えます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

ちなみに、その役務の提供につきましては、輸送の許可は取っているもので、できると言っていたと思うのです。なぜこれはできないのか、この説明は全くないのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

当初考えていたのですけれども、業者等々の話合いの中から、今回は役務の提供のほうはまず見合わせて、シェアライドのほうを先にやりたいというような話が出ていたので、そちらのほうを優先させていただいたという形になります。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

一般質問の答弁でやると言いましたよね。変わるなら変わるでもうしようがないと思うのですけれども、そのときに詳細が決まり次第お知らせはしたいということも言われているのです。ところが、全然お知らせしなかったですね、議会には。そうですよね。それもおかしくないですか。なので、そもそもこの事業何なのですかということにしかならないのです。言われたことを全然できていない、その訂正もしていない、説明も今日今この場があってもそういった説明していないです、これ読んだだけであって。先ほどと一緒にすけれども、読むだけだったら前もって頂ければそれで十分です。書いていないところをちゃんと説明して

いただけるならお願いしたいところですが、言ったことはやってください。やれないことはちゃんと説明してください、どうでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

説明が遅くなったことは申し訳ないというふうに考えておりますし、業者との打合せの中で民間とやると変わることもありますので、その辺については随時お知らせをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

今回アプリのほうが利用可能になったときに、このM a a Sの活用範囲を高齢者限定せず、拡大をすることでしたが、そのことの周知はしていくと先ほどおっしゃってはいらしたのですけれども、基本は全町民対象ということよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

全町民対象となります。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 分かりました。

そうしたとき、今町で準備をしているタブレットが、実証実験の段階では高齢者ということで先ほど承りましたので、もしかすると今後展開していく上で事業名も変化するのかもしれないと予測はしているのですけれども、今現在町で管理しているタブレットが200台というふうに先ほど伺いましたが、もし万が一希望される方がその数以上になった場合の対応まで検討をされていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

タブレットにつきましては、タブレットを今貸与というような形でやっていますけれども、200台ということになっております。もしそれ以上に増えた場合ということにつきましては、まだ詳細が詰まっていない状況なので、その申込みの具合ですとか、そういったところを踏まえて事業者のほうと調整していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

それは、今後対応の形を検討していただけるということなのですが、周知はやはりそれを求めている方に広く届くようにしていただきたいと思うと、どのような形の周知を今の時点ではイメージされていまずでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

広報ですとかホームページ、あとはチラシ等もできればなというふうに考えております。まだその詳細、どこでどういうふうに周知するという決定したものはございませんが、そういったものを活用して周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

そうしましたら、今後実証実験を6月末まで延長ということのお話を伺いましたけれども、その6月末まで実施した結果の総括をし、今後どうするのかということに関する今後の計画、プランなどありましたら教えてください。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） すみません。今後それを、今も様々なご意見があったわけですから、どのように展開をしていくのか、やっぱり協議会であるとか、検討委員会であるとかということの予定がもう組み立てられているのか、その中に議会への報告の場もいただいているのかどうか、その辺を教えていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） お答えいたします。

現在のところ、今後の事業運営主体がどうなるかですとか、そういったところにつきましてはまだ協議がされていないところでございます。あくまでもこの実証実験の中でこういった課題が出てくるかですとか、こういったニーズがあるかというところを踏まえて、6月30日までの実証実験の中で検証して、今後の方向性のほうを詰めていければというふうに考えております。その内容につきましても、詳細が分かってきましたら議会への報告もさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

私から、今現在みよし台、竹間沢、藤久保4区の対象だったと思うのですがけれども、そこの申込みされた人数、台数とかもし数字が分かりましたら教えてください。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

現在の貸与者数は、40名となっております。初回に今回通知をさせていただいたのですが、前回のデマンド交通に申し込んでいる方ですとか、公共交通の補助事業の登録者の方で今回の一番初めの対象の地域となっていた方に通知を出しております。70歳以上の方なのですが、そのときに292名の方に通知を出して、40名の貸与というような形になっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

周りに通知の来られた方の相談何件か受けたのですけれども、説明してあげて、ぜひ申し込んでくださいという話もさせていただいたのですけれども、やはり申し込まれていなくて、現状だったので、何が原因だったのかなというところもまだはっきりは皆さんには聞いていないのですけれども、そういうところのどうして申込みが少なかったのかなというところ、今後どうやって声を聞いていくのか、そのまま次の、このままもう町内全域の拡大に進んでいくのか、そこら辺はどう調査する予定があるかお聞きしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

なぜ申し込まなかったかというのは、私どものほうも一応理由は聞きたいところなのですけれども、実際藤久保、そのほかの地域2,000名近く出したときに、三芳の方は皆さん丁寧な方で、こういうのが届いたのだけれどもという電話とかをいただきました。その中で一番多かったのは、タクシーは使わないという方がいらっしゃって、その通知ごとお返しをいただいたという事例が何件もございましたので、タクシーは使わないのだろうなというようなことがまず一つあるというふうな形があると思います。ただ、ご理解をされていなくて、周知が不足しているところもあると思いますので、今後も周知のほうはしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

タクシーは、もともと使わないけれども、デマンドでは前に申込みはしてあった。乗り合いだから、使わなかったのかというところなんかは突っ込んで話はされなかったということですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

タクシーは使わないという話をされた方がほとんどだったのですけれども、1,000名近く送ったときにはバスの利用者もいらっしゃるので、バスのほうを利用している方というのもいらっしゃるというふうには思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかに。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

先ほどからこのアプリにしても町のいろんな公共交通の対策、対策というか、施策打っています。そういうのと連携した形にできないかというような提案が何人かの議員からありましたけれども、このアプリの開発自体は当然町でやっているものではないと思うのです。先ほども6月までの実証実験では恐らくそういうのは反映されたアプリというのはできないと思うのです、期間的にも。今後町としてこういうふうなアプリにしてもう一度やってみたいとかいう話をした場合に、この今回の3民間会社と町との4者の協議会のほうで次にもやっていくためのイニシアチブというのは町は取れるのですか。現状聞いているとどうしてもちょっと企業の、もちろん各社ご都合あるでしょうから、に流されているような感じで、町のイニシアチブというのはあまり取れないのかなというふうに感じたのですが、こちらはどうなっていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

実際町に合わせたものにはできるのか、できないのかというのは今後協議していく中ですが、町に合わせたものをつくるということであれば、こっちのほうがイニシアチブを取るといような話になりますが、ただ予算のほうも発生する可能性がありますので、そこでやろうとお客様なので、もちろん主導権を取っていくといような形になると思います。そもそもこういう町のトータル的なものができるように今後していきたいというのは、うちのほうではそういうふうには思っているところですので、実証実験が終了後はそういう形でお話しをしていくと、将来の方向に持っていきたいといふふうに思っています。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） そういうふうになるのが一番いいと思うのですが、各企業のほうが今回の実証実験終わったら、もう取りあえずちょっとしばらくいいですよという形で引いてしまう可能性もあると思うのです。そういったところも今後も、例えば町から依頼があった場合はできる限り協力することとするといったような条文が書かれた包括協定なのか、それとも今回の実証実験だけで、その先にはつながらないような包括協定の内容なのか、こちらはどうなっていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

包括協定の内容は、ちょっと今包括協定書がないので、具体的には申し上げないのですが、今後未来につながって町の公共交通の発展に寄与するといようなイメージでございましたので、今後三芳でやったからには一応引いてしまうのではなくて、一緒にやっというイメージの協定を結んでいるといふような形になります。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） アプリが今開発中ということで、アプリが開発された中で今度はiPhoneだとかタブレットの中に、自分の持っているものの中にアプリを導入し、そして同じような操作でタクシーが呼べるようになるのかなといふふうに思うのですが、3ページのところに団体等の意見を受け、令和3年3月より町内全域に拡大といこの拡大をされるということは、アプリが3月にはできているといふことといふふうに私は受け止めたのですが、その辺についての説明をお願いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） 新村です。お答えいたします。

アプリの完成につきましては、先ほど申し上げたとおり実際にはこのタブレットに入っているものと同等のものでございまして、それを一般に展開する上でAndroidであったりとか、App Storeとかといふところの審査を受けているような段階ですので、基本的にはその審査が下り次第開放できるような状態でございます。

こちらの全域に拡大しているというお話ですと、みよし台等に1月13日開始に合わせて、先ほど申し上げたとおり対象者の方にダイレクトメールを送らせていただいているのですが、それと併せてこの拡大といふ考えの下で残りの地域、上富であったりとか、残り藤久保の部分であったり、北永井の方に対しても

先ほどのデマンド交通登録者であったりとか、公共交通の登録者の方に現在ダイレクトメールを送って回答をいただいているところがございますので、そういった意味合いで全域に拡大しているということになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 全域に拡大というところは、まだアプリとはちょっと関係がないというか、できればいいのですけれども、200台あるタブレットが今40台は貸出しされていると、あと160台を全域に拡大して配ることができますよという、そういうこの記述というふうに思ってよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

そのとおりでございます。今現在の状況でございますが、残りの地域、対象者の方にお配りしているダイレクトメールの回答として120名まで増えているということでもありますので、先ほどの40名と合わせて今回80名程度増えているような状況でございます。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 年齢の拡大もあったのですが、この令和3年3月から6月まではあくまでも70歳ということでしょうか、それともここは年齢を拡大してタブレットは配っているということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

タブレットの貸出しにつきましては、70歳以上という形になります。なので、アプリを開放いたしますと、先ほどちょっと間違いあったかもしれないのですけれども、全年齢の方がそのアプリをダウンロードすれば使える状態になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

今回のこの内容に関して、高齢者が増えることが予想され、交通弱者がというこの内容なのですけれども、これ高齢者が目的であれば、本当は元気な方がこれは使いますよね。アプリもそうだし、それから一人で乗れる方、でも80歳、90歳になったお年寄り、本当に使いたい方は一人では行けない場所とか病院もあると思うのです。だから、ぜひ2人で乗っても同じ金額であるとか、そういったことまで考えていただきたかったなと思うのです。どういう人を対象とするかという場合、例えば福祉課とか、健康増進課とかともどういう人がいますかねとかももしかしたら相談していただければ一番よかったのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。お答えいたします。

そういったところも含めて今後検討していければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で、三芳町日本版M a a S実証実験についてを終了とさせていただきます。
協議事項の途中ですが、昼食のため、休憩いたします。

（午後 零時02分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 1時10分）

◎藤久保地域拠点施設基本計画策定について

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行います。

協議事項3番、藤久保地域拠点施設基本計画策定について説明を求めます。

政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） 新村です。ご説明いたします。

本日は、3点の資料をご用意いたしております。1点は、本日の題名の入りました横刷りの資料A4版でございます。2点目が左上、公共施設モデルプランと書いてあるA3サイズのもの、もう一つが配置の比較検討案が書いてあるものでございます。

まず、こちらの比較検討案、こちらは参考資料になりますが、ご説明させていただきます。基本計画の策定につきまして、さきの全員協議会等で配置案のご説明等をさせていただいております、そこから中の平面部分の比較検討をやってまいりました経緯のほうがこちらの配置比較表というところにまとめられております。

次ページになりますが、配置検討段階でも実際に配置Ⅲ案と配置Ⅱ-2案で、このような形で平面図を仮につくりまして、検討をいたしております。この段階でさきに説明させていただいておりますが、学校と公共施設の連携であったりとか、仮設校舎を造らないといった方針から配置Ⅲ案のほうで検討を進めてまいりました。

次ページ以降は、配置Ⅲ案につきまして、また住民の方であったりとか、議会の皆様からのご意見等ございました低層案という形で複合施設を低層化した案を検討いたしております。こちら今載せておりますのは一例でございまして、この中でコンサルとのお打合せの中で部屋の配置等の調整等を数回行ってきております。こういった形で平面のほうを各数案づくりまして、これらを町内の検討会議並びに各団体の代表者様に入っております検討委員会とご意見をいただきながら、平面のブラッシュアップのほうを進めてまいりました。

A4版の横の資料になりますが、1ページめくっていただきまして、令和3年1月28日付の庁内の検討会議におきましてモデルプランのほうを決定いたしましたので、本日はそちらのご説明をさせていただきます。A3横版の配置図が入っております公共施設モデルプラン低層案4といった図面と併せてご確認いただければと思います。本モデルプランというのは、実際の設計等を行ったものではなく、町の考えを集約した結果、おおむねこのようなことが反映されていますということを取りまとめた図面になりまして、こちらを基に概算の費用であったりとか、今後の要求水準書をこちらを基に文字起こししていったりに使われ

るためのモデルプランでございます。そのため、細かい部屋の配置等は詰め切ったものではないということをご理解いただければと思います。

ではまず、配置計画でございます。配置計画につきましては、先ほど申し上げたとおり小学校、公共施設を敷地の南側に近接させて、相互利用や連携を図るということを計画しております。

次に、屋外や半屋外空間、こちらは広場であったりとか屋上といったところも含まれます。そういったところの有効活用を狙っていくということになります。

また、北側校庭、こちらにつきましては教育委員会等にもご説明をさせていただきまして、その中で出た意見といたしまして、冬場日陰の影響を受ける範囲については何らかの方策を考えてほしいということございましたので、今現在は配置図の小学校体育館の上部になりますが、教職員駐車場であったりとか、あとこちら例として3オン3のコートとなっておりますが、こういった土以外の舗装をすることで冬季に長らく日陰になる部分についての対策を表しております。

次に、駐車場を多く取り、公共施設側敷地にも一定数を確保ということで、こちらは現在の施設でも問題となっております駐車場の不足につきまして、多く計画を取るというところでございます。また広報9月号で特集した際にも公共施設側の駐車場のほうの明記がなかったことで雨であったりとか、障害者の方の利用であったりとかというときに施設側に近接した駐車場を設けたほうが良いというご意見も多くいただきましたので、そういったものを公共施設東側のほうに今回のモデルプランでは30台確保するような絵とさせていただきます。

次に、歩車動線の分離でございます。ちょっと見づらいのですが、車についてのイン、アウトという形で、住宅地側、東側の敷地のほうから車が入っていく、西側の鎌倉通りであったり、南側のみらい通り側からは歩行者であったりとか自転車という方が施設のほうに入っていくという形で、そういった歩車動線の分離を計画しております。

次に、住宅側道路の敷地セットバック及び歩道整備ということで、こちらは先ほど車が入ってくるというふうに申しました敷地東側と北側のライオンズマンションから小学校の裏手を通ってくる道路につきまして、現在車道4メートルの道路に2メートル分敷地をセットバックいたしまして、2メートルの歩道を整備して安全対策を行うということになります。

配置計画、最後にこちら南側のみらい通り側のにぎわいの創出ということで、こちらは次ページの平面図と併せて御覧いただければと思います。図面のほう2ページ目が平面図の1階、2階のプランになります。左手が1階、右手が2階になります。こちらは、先ほどのみらい通りのにぎわいというのは、1階の部分がある程度建物を後退させてみらい通り側にも広場を確保することで、そちらにメインのエントランスを持ってきて、にぎわいの創出といったことが考えられるかということを配置計画でも考えております。

引き続きまして、横版資料の次ページ目になりますが、平面計画でございます。平面計画では、図書館を中心とした配置といったことを狙っております。諸室リストでも面積を、従来の閲覧席からかなりバリアフリー等対応を併せて大きい面積を確保している図書館について、こちらの集客であったりとか、目的性の高い施設を、今回のモデルプランでは2階に持つことで1階のフロアを通過して2階に上がってくるという、そういう目的性を持っているお客さんを施設全体に誘引するような配置を計画しております。

また、図書館等の要望もございまして、管理面に配慮して1フロアで構成いたしております。こちらにつ

きましては、図書館を1階、2階と分散等配置することも計画できたのですが、こちらは管理面から1フロアがいいということで、そういった内容をモデルプランに反映いたしております。

また、図書館の閲覧室やコミュニティスペースを介して各部屋に入るということで、それによって廊下等の省スペース化を図ったプランとなっております。

次に、小学校側ですが、小学校側については普通教室の採光と、あとは特別教室の一般開放等を想定した配置となっております。このモデルプランの中ではオレンジ色でセキュリティーライン、管理用のパーティション等の例示がございますが、まず普通教室を施設の南側に配置し、基本的には東側のほうに特別教室等を寄せて配置しております。これによってそのエリアをセキュリティーラインとして切ること、時間外、夕方であったりとか休日等にこれらの施設を一般に開放できるかといったことを狙ったモデルプランとなっております。

次に、また公共施設側に戻りますが、1階中央でございますが、コミュニティスペース、多目的室、市民活動センターというところを連携で配置いたしまして、こちらは従来の施設等にはなかった施設を新たに設けているところで、新しい住民ニーズに応えるような仕掛けをここで行えればというふうに考えております。こちらは、また今後要求水準書の中で仕様等、機能と性能を詰めていきたいところでございます。

最後に、小学校からの利用にも配慮した部屋の配置ということで、こちらは2階平面を御覧いただければと思います。こちらで学校と複合施設の間にはテラスがございますが、実際には先ほど一般開放で住民が学校側を使うだけではなく、学校の生徒さんが公共施設のほうに利用に来るといことも想定されますので、そちらで使えるような調理室であったりとか、視聴覚室であったりとか工作室、また多目的ホールなど、学校利用に配慮して配置するといったこともモデルプランの中で計画いたしております。

図面のほう、次ページは3階、4階の図面になります。一応一例でございますが、コロナ対策等を含め、教育委員会からこういった学年スペースといったものを設けることで、部屋の広さに影響を受けた場合にそういった学年スペース等を有効に使うことで密を避けたりといったことがかなうということで、こういったスペースを今回確保するような計画となっております。

最後に、立面、断面図になります。こちらでは、主に高さ関係が確認いただけるような絵となっております。複合施設の形状及び低層化で小学校への採光に配慮ということで、小学校の南側に公共施設があることから、こちらからの日陰というのが学校に影響を与えないように一定の間隔であったりとか、あと高さを下げる、また形状を工夫することで小学校への日陰の影響を最小限に抑えるといったことが断面的に計画されております。

また、先ほど申しましたみらい通りのにぎわいというところで、ファサードデザイン、こちら建物の正面のことをファサードと申しますが、こちらのデザインなどで町民に愛されるデザインといったことを立面計画上は計画いたしております。

モデルプランのご説明については以上になります。

横版資料次ページになりますが、今後のスケジュールにつきまして、現在本モデルプランを基に整備費、維持管理運営費等事業費の概算を行っております。ここで得られた数字を基に、PFI等で指標になりますVFMの算出を現在行っております。こちらを定量的評価といたしまして、先日セミナー等にもご出席いただきましたが、そちらで挙がりましたヒアリングの結果等々から整理いたしました定性評価と併せまして、

これがPFI等導入可能性調査ということになりまして、その結果を基に本事業の事業スキーム、従来方式DBO、PFI等について町のほうで決定いたします。つきまして、このPFI等導入可能性調査の結果につきましては、次回一応3月になると思いますが、全員協議会のほうでご報告させていただければと考えております。

また、この後ご説明させていただきますが、来月、令和3年度の広報3月号にて本藤久保地域拠点基本計画についてまた再度特集のほうを組みますので、その内容についてはこの後ご説明させていただきます。

また、基本計画の素案を3月中に取りまとめまして、4月にパブコメを実施予定でございます。こちらにつきましては、先日総務常任委員会でご提出させていただいておりましたスケジュールよりちょっと1か月ほど遅れが出ておりますので、そちらのほうを併せてご報告させていただきます。このパブコメの結果を受けまして、内容を調整いたしまして、6月をめどに基本計画を策定予定でありまして、この策定予定については変わらずでございます。

では最後に、広報特集についてご報告いたします。横版資料次ページ、4ページ目になります。本事業の町民への周知を目的に広報みよし令和3年3月号に特集を掲載いたします。これまでも広報の特集といたしましては、令和2年度5月号と令和2年の9月号で実施してきておりまして、今回で3回目になります。今回の主な内容でございます。こちら今校正中でございますので、内容については少し変更になる場合がございますので、ご承知おきください。まず、「みんなのアイデアで、夢いっぱい施設に」と題しまして、9月号で実施した意見募集のご意見の中から、本計画に導入を予定している内容や今後のサービス検討などで取り入れていきたいといった住民の方からのご意見をご紹介します。その中では、先行の他自治体の事例と併せて、ご意見いただきましたご本人様のほうに追加の取材をさせていただきまして、紙面にも写真等でご登場いただく予定であります。

また、事業全体の概要の紹介というところで、藤久保拠点で提供できるサービスについて概要を紹介しております。先ほどのモデルプランでもお示しましたが、図書館を核としたサービス、また情報収集、情報発信の強化、そして全ての人の居場所づくりといった町が考える提供サービスについてその概要をご説明させていただく予定であります。

次ページです。次ページでは、先ほどご説明いたしました配置図と断面、こちら断面構成イメージになりますが、そちらのモデルプランを実際にお示しして、先ほどご説明したモデルプランの中の重点について配置図と断面構成イメージを示して、簡単に解説をさせていただいております。

最後に、考えたい官民連携ということで、本事業で検討している官民連携のことにつきまして、1月13日に開催したPPP、PFIセミナーのご様子やその際ご登壇いただきました町のPFIアドバイザーである川崎教授のご解説などを掲載して、住民の方に官民連携事業についてご理解いただけるよう解説をさせていただいております。

最後に、そこに合わせてなのですが、今後のスケジュールといたしまして、こちらも官民連携の特集をしておりますので、官民連携の場合ということのスケジュールになりますが、直近令和3年、4年の町の動きにつきましてスケジュールのほうを載せさせていただいております。

また、住民説明会につきまして、こちらはまだ調整中というか、ある程度方向性は決まっておりますけれども、コロナ禍でございますので、オンラインでの住民説明会ということの開催を予定しておりまして、

そちらにつながる情報のほうも併せて発信させていただきたいと思っております。

この今後のスケジュールの中には、パブリックコメント実施のご案内等も含ませていただいているところがございます。こういった内容について、令和3年3月号のほうで藤久保拠点特集のほうを組ませていただく予定でございます。

ご報告は以上になります。

○議長（井田和宏君） 今、藤久保地域拠点施設基本計画策定について説明をいただきました。

これより質問をお受けしたいと思えます。質問のある方は、挙手にてお願いをいたします。

林議員。

○議員（林 善美君） 林です。説明ありがとうございます。

A3の大きい資料の平面図なのですが、小学校だけではないのですが、とてもきれいに配置がされているなという印象をまず受けました。この平面計画、あとファサードというのは、これは配置計画と同じようにコンサルの方がつくられた計画なのかということをお伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こういった配置の案等につきましては、コンサルさんのほうで例示いただいたものに対して、先ほど申し上げました検討委員会だったりとか検討会議の中で委員の意見等を反映させていって、ブラッシュアップしていったものでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

例ということなのですが、例えばこの後工事業者とかは決まっていくと思うのですが、変わる可能性というのはあるのかどうかお伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらは、モデルプランというものでございますので、この形が建つということでは全くございませんで、これは先ほど私のほうで申し上げました町が考える内容を例として挙げているものでございます。今後ですが、町のほうで官民連携事業となった場合には要求水準書という形で、先ほど文字で並んでいたようなものを事業者のほうに明示いたします。それと併せて施設規模、部屋の面積等も併せてお示ししていく中で、事業者のほうでこういった配置であったりということを再度練り直しまして、設計という形で町にご提案していくという形になりますので、実際にはこのような配置になるということは全然確定しているものではございません。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございました。

1点教えていただきたいのですが、平面図の2枚目のところの低層案4の図面なのですが、これを

見てちょっと1点お伺いしたいと思います。今のご説明でモデルプランが確定ではないということは承知いたしました。公共施設面の1階部分のところがおおむね公民館の機能の場所となるのでしょうか。その点まずはお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

階についても、特段に町のほうから条件を出さない限りは民間のほうで設計をするような形になります。ただ、この図面、1階平面の左側に子育て関連諸室があるかと思えます。こういったものに関しましては、ベビーカー等を持ってこられる方であったりとか、あとは学校側の学童保育の生徒さんが放課後に使ったりとかということも想定されますので、こういった場合はこういう施設は1階に置くことといった町のほうで条件づけをいたします。そういった条件に基づいて設計がされますので、そういった意味合いで、例えば今この1階にある施設が2階に行ったりとかということは今後もあり得るかと思えます。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

その上でなのですけれども、このモデルプラン、あくまでもモデルということではあるのですが、2階部分に図書館機能をしっかりこれは意義づけをし、位置づけをされているというのは伝わってくるのですけれども、おおよそイメージとして見たときに1階に当たる、先ほども申し上げましたけれども、公民館機能がこちらに来るのかなとイメージした際に部屋数の部分がちょっと気になる部分なのです。様々なサークル、登録団体あります中で、今の現藤久保公民館の活動のお部屋の数からすると、数だけではありますけれども、すごく集約になってしまっているのですが、これが団体との聞き取り、意見交換の場も今まで重ねてこられたと思うのですけれども、その辺をクリアする方向が入った内容になっているのかどうか、ちょっとそこをお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

団体の皆様につきましては、検討委員会を通して諸室リストというところでこういった部屋数、この程度の規模になるというところについてご確認をいただいて、ご意見等もいただいております。その中で多くありました意見の部分で今回特に生かさせていただいた部分につきましては、コミュニティースペースと呼ばれる部分になります。今まで藤久保公民館にも一部自由に使えるスペースというのはあったのですけれども、実際にはそれが団体等の利用にはなかなか即していないということだったのですが、これまでそういった利用がかなわないことで部屋をしっかり取らなくては人が集まらないということがあったようです。それをコミュニティースペースを広く取って、多く自由に使っていただくスペースを提供することで、逆に部屋の予約までをしなくても人が集まるといったことが今後かなうとありがたいといった意見が多くございましたので、そういった意見を反映させた形でコミュニティースペースを設けていたり、そういった意見の集約を行っております。

また、実際には藤久保公民館平日の昼間の利用が多いということもございますので、どのぐらいの効果とこのを見込めるかというのは明言は難しいのですが、いろいろ時間外に学校を開放できるとかといったこともかなうことで、そういった利用の方法の変化であったりとか幅が広がるということも期待されていると

ころがございますので、そういったところで内容についてご確認はいただいた上で計画のほうを進めているところでございます。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

内容を確認した上で進めているということで今お聞きいたしましたけれども、確認して出来上がったこのものも団体の皆さん、今はたまたま公民館のサークル活動の事例をお伝えをいたしましたけれども、この藤久保地域拠点施設の計画に当たっては様々な団体があったと思うのですけれども、そのもろもろの団体の皆様は途中経過の図面ではありますけれども、これは御覧になっているということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

これまでの検討経緯につきましても御覧をいただいておりますし、今回こちらが基本計画上モデルプランに確定したというご説明はまだできてはいないのですけれども、今現在書面で行っております検討委員会のほうではこちらの案をお示しして、今までにこういった、これの原型になる低層案4というものもお示しをさせていただいております。そういったところでいただいたご意見を基に修正したものという形でお示しをさせていただいております。現在は施設に対してはご意見というのはある程度集まっているという認識の下、逆にこの施設の中でこういったことを活動したいかといったサービス面であったりとか、運用につながるような部分に関して意見を収集しているところでございます。ですので、一応委員の皆さんに目に触れていただいている状況ではございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

補足の答弁、政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 富田です。先ほど桃園議員からご質問あった関連で補足で説明させていただきます。

公民館機能、1階の場所になるのかというご質問があったかと思うのですが、こちらの平面、モデルプランの中で1階のピンクの場所、それと2階に調理室ですとか、視聴覚室ですとか多目的ホール、こちらのほうも公民館機能の諸室となっております。

この資料の右上のほうに断面構成イメージというところがあるかと思うのですけれども、ここのピンクの部分が公民館機能というような位置づけになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 何点かお伺いします。

まず最初、公共施設モデルプランの低層案の④のところから、グラウンドのところの日照の問題なのですが、駐車場30台があるので、あと水場と花壇というのがあるので、校舎からグラウンドのところまでの日照というのは全く問題ないのか、それとも冬場は日陰になるという答えだったのですけれども、この図面からはどうなっているのか、お伺いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらの範囲につきましては、実際にまだ建物の高さも確定しているわけではないのですが、想定されている高さのものをこのような形で配置をしまして、よく建築の中で行われます日影図というものを作成いたしました。それにつきましては、実際に影が伸びる範囲というのは当然にかかってくる部分はあるのですが、それが何時間以上、長い時間日陰になっている部分というのが基本的には建築上問題になる部分という形になっておまして、そういったところが今回スポーツコートと駐車場が配置されている部分に多く出ているということで、実際に今奥に、奥というか、北側にあるトラックであったりとか、野球場の今絵が入っている部分、実際にグラウンドとして使われる部分につきましては、長くても1時間から2時間程度は陰が落ちる程度の範囲ということで、またこれも一番冬至の条件の悪い段階のもので検討いたしておまして、春と夏場、秋については今スポーツコート、駐車場がある部分に関してもほぼほぼ長い陰は落ちないということを確認した上で計画をいたしております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私が聞いたのは、全く陰にならないのかというふうに聞いたのですが、冬場、今の答えだとこの200メートルトラック、冬の場合には1時間から2時間ぐらいは日陰になってしまうという答えだったと思うのですが、

それから次に、まずこの1枚目からいきますけれども、道路の幅員が6メートルということで、この図面で鎌倉通りではないほうの右のほうなのですが、ここに駐車場30台ということと、それから下のほうにも駐車場30台あって、それぞれここから出入りをするわけですが、この近隣住民の人にとってみれば今までよりも相当ここを通過する車が増えると思うのですが、近隣住民の声というのは当然聞いていると思うのですが、その辺はどういうふうに聞いていますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

これ実際モデルプランですので、まだお一人お一人にここに駐車場ができますけれども、どうですかというお話はしておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） この計画ですと、かなり交通量がこの道については、ふだんは通らないけれども、多くなるかなと思うので、当然近隣のほうの要望というのは聞いていくことになると思うのですが、その辺は聞いていくべきだと思います。

次の2枚目の公共施設モデルプラン低層案の④の図書館一層案というところで、この断面構成イメージというのがあって、広場、テラス、それから一番上が社協、商工会とありますけれども、この図面を見ると社協、商工会が3階で、それ以外は1階、2階ということで、全体的には2階半になるというふうにこの図面からは取れるのですが、それでいいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） 一応議員のおっしゃるとおりでございます。3階部分に関しては、最小限に抑えるような計画になっております。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それから、同じページの中で、公共施設のほうと小学校のほうで真ん中に広場、それから民間のほうには広場というふうにありますけれども、この多目的ホールとか、集会所とか、子育て関連諸室とありますけれども、この広場を通過して小学校のほうに行くことがこれは可能なのか、境界線にブロックとか何かなくて、小学校に行くことが可能、小学校からも公共施設のほうに来るのが可能というふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

基本的にはラインがどこに出るかというのはまだ決定しておりませんが、一応別の用途の建物でございますので、フェンス等で一定のセキュリティーを保つことを考えております。ただ、そのラインがちょっとどこになるかというのはまだ確定いたしていない段階でございます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 分かりました。

それから、一番最後の学校が4階建てで、そして先ほど言ったように公共施設のほうは2階半建てということなのですが、このときに学校側の子供たちは、真ん中に駐輪場の屋根が入ります、大屋根の駐輪場38台というのがありますよね。学校側と多目的ホールと多目的室の真ん中に多分その屋根が入ると思うのですが、1階、2階の子供たちというのは教室の窓から外を見たときに当然この駐輪場とか、駐輪場の屋根が目に入る、それから公共施設の2階建て半の建物が目に入る、子供たちが窓から見たときにそういったものが見えて、今現状見える景観というのは大幅に変わって、そういうものが見えない、建物が目に入る、そういった構造になっていると思うのですが、そういうことになりますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

南側に普通教室を日照の関係で寄せていることから、配置上そういった公共施設側のほうに窓が向くようなことになると思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ですから、私が言ったのは今子供たちが小学校で窓から外を見る場合には周辺の景色とか、校庭とかが見えるわけです。だけれども、この配置図だと子供たちが窓から外を見たときにはこういった建物が目に入ってきて、今の自然的なものとか、そういうものは見にくいですよということ、そうなると思うのですが、そういうふうに捉えていいですか。では、室長に聞きます。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

教室の設計上は、どうしても公共施設側のほうに配置するということですので、そちらに窓がつくと、先ほど新村的ほうが言ったとおりでございますので、公共施設側のほうが見えないようにであるとか、何らかの措置を講じる必要はあるかなというふうを考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 実際に今言ったように、子供たちは校庭が南側にありますので、そういった面では建物が目の先に見えるのではないというような計画になっています。うまくいけば遠くまで見ると、そういった景観のところでは勉強していると思うのです。そういったやっぱり環境というのはすごく大事だと思いますので、本当に窓を見たときに建物が目の前にある、日照だけではなくて、そういった環境的なものというのは私は当然配慮すべきだと思うのですけれども、今後その点についてはどういうふうを考えていきますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

学校側であるとか、委員さんのご意見だとかだとやはり子供側は南側に配置したほうが良いと、暖かさであるとか、日照であるとかいう面を配慮しろというようなご意見が出ておりますので、それに即してやったものでございます。授業中にグラウンドを見るかどうかというのはまた別なものですので、現状のものでも良いというふうにうちのほうは考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 私は、景観のことも小学生にとってはすごく大事だと思っているので、その辺も配慮をしてほしいということでは言っていますけれども、この1階、2階なんかについては本当に当然南側が良いに決まっています、授業をしていくには明るいほうが良いわけですから。そういった日陰の部分もこの真ん中の駐輪場の屋根、それから公共施設の2階建て半、ここの2つの建物というのは小学生の普通教室の1階、2階、そういったところには全く影響がないというふうに捉えていいのですか。今度は日陰ですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

テラスの屋根につきましても、一応モデルプラン上では載っておりますが、それには今いろんな素材が出ておりますので、暗くならないような、陰にならないような素材等出ておりますので、そういうのを使用していきたいというふうに思っておりますし、やはり南側で授業を受けたいという意見が多いものですから、現状の配置プランというふうな形になっております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 今のは駐輪場のほうの屋根の部分で、おっしゃるように透明とかあると思いますから、その辺の配慮はきっとできるのかなと思うのですけれども、公共施設のほうの2階半建てというのは社会福祉協議会とか、3階になりますけれども、公共施設のその建物が先ほど言いました小学生の1、2階に影響はないというふうに捉えていいのですか。日照です、今度は。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

影響は、どれほどのものかというのはまだ分かりませんが、実際に低層化することによって学校に対して

は配慮をしているというふうな形になりますし、この屋根の部分に関しても幅を空けておりますので、特に大きな影響はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） では最後に、それについても公共施設の2階半建てのほうが子供たちの1階、2階に対して全く影響がないのかどうか一応調べておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

その辺は、日影に関してはたしか絵があったと思いますので、確認をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

あともう一点だけ教えてください。モデルプランの低層案④の図面のところで、駐車場東側に2か所ありますが、この図面の見方でいくと道路の幅員に関してなのですけれども、今現在が6メートルあるのですが、新しく建設をし直すと少しセットバックではないのですけれども、下げて道幅が広がるようなイメージでよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） ご説明いたします。

まず、先ほど私のほうでうまく説明できていなかったのですが、今の時点では車道が4メートルの道路のみになっておりますので、そちらを2メートル後退させて、2メートルになると思いますが、2メートルの歩道を整備する計画となっております。それで、合わせて新しい道路は6メートルになるということです。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

最後の説明の今後のスケジュールのところですが、広報特集でオンライン住民説明会を行うということで、すけれども、その後オンラインではなく、オンラインで説明会に参加できるのはごく一部の方だと思うので、オンラインではない形での住民説明会当然開いていくものだと思うのですが、その辺りの予定お伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

今現在コロナ禍でありますので、先んじて住民説明会についてはオンラインで行っていくというような方向性を出しております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

確かにコロナという状況ありますけれども、コロナだからできないということではなくて、例えば地域を分けて少人数参加で開くとか、何か工夫して考えて、より多くの住民の皆さんが説明会に参加できるようなことを考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

現段階では、住民説明会はオンラインというような方向を出しておりますので、これ以上のほうは答えられませんけれども、コロナのほうが終息というか、収まってくればまたちょっと方向性を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ぜひよろしく願いいたします。

あと、ちょっとお聞きしたいのですが、今小学校のプールの裏のところに、私もその後どうなったか聞いていないので、分からないのですけれども、放射能の汚染土が埋められましたよね。それもう処分したのか、あるいはここで何か掘り出すのか、その辺りちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田ですけれども、お答えができないのですが、ちょっと私のほうでもそれはつかんでおりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。ぜひつかんで、よろしく願いします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

同じ公共施設モデルプラン低層案④の中で、まず今広場って書いてあるスペースになっていると思うのですけれども、ここに災害時用の井戸の部分があったかと思うのですけれども、それに関してはどのようなのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

井戸の位置は、真ん中の広場のところでしたっけ、端っこの鎌倉通り沿いのところですよ。こうなると、災害用の井戸ですので、防災にも資するところですので、自治安心と相談して移動のほうをさせるようになるかなというふうに思いますが。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） では、自治安心課と相談して災害時にその井戸が使えるようにするということがよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

自治安心とちょっと相談していないものですから、災害用井戸をどうするかというのは自治安心と協議をしたいと。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうしましたら次に、学校のほうの敷地に水場というのがあるのですけれども、これはどういうスペースになるのか、お願いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらにつきましては、先ほど申し上げた町のほうの要求の部分というよりは、今学校環境の中でピオトープと呼ばれるような水辺を近くに設けて、学習の幅を広げるといったことがございますので、その一例として含まれているものでございまして、こちらも設置が確定しているものではないということでご理解いただければと思います。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしましたら、ピオトープというような、今竹間沢小学校にもあるような、そういったものということ、分かりました。

次に、平面図の今度はコミュニティースペースというところが1階にあるので、先ほどちょっと部屋になっていないと使いづらいというようなことをおっしゃっていたと思うのですけれども、これ廊下もなく、多目的室とかについていると思うのですけれども、どういうふうな形になっているのか、形状についてお願いします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

コミュニティースペースというのは、先ほど申し上げたとおりご想像いただくと広い空間に机だったり、椅子だったりというものが多く配置されていて、そこで自由に人が集まっているいろいろなことができるのか、そういったことがかなうエリアでございまして、こちらは今エリア分けで線が入っておりますけれども、実質的にはイメージとしてエントランスから全てつながっていて、カフェとスペースが一体になっているようなイメージをしております。実際には、こういった形でコミュニティースペースを配置するかというのは決まっていないのですけれども、そういった自由に入ってきて、予約なしで使える部分というものをコミュニティースペースと位置づけております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。分かりました。

では次に、これ児童館機能とは1階の子供関連諸室の中の多目的ホール、集会場、その辺どうなるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、多目的ホール2というところと集会室、あとその下の遊戯室のエリアの辺りが全体で子育て関連の諸室といたしまして、児童館機能も有しているものとなります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

そうすると、児童館の職員の方たちというのは、こちらのこの図でいうと右の端の総合事務室とかのほうにいらっしゃるのでしょうか、それともここにやっぱりいるスペースをつくられるということなのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

事務スペースにつきましては、必要量という形で今回の図面のほうにも反映させていただいておりますが、運営の仕方であったりというところで、あと職員の配置によって影響出てまいりますので、それについては運営の部分をしっかり要求水準書等をつくる間に固めまして、それによって必要な事務室の割り振りをしていくような形となると思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 最後になります。こちらの説明資料のほうに、5ページのほうに広報の特集については官民連携事業の場合ということで、令和3年、4年の町の動きというのが書いてあるわけなのですが、私たちが総務常任委員会で頂いた資料には2021年の6月までの予定しか載っていないのですが、その先の予定というのはもう出ているということよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

一応、申しておるところでございますが、官民連携手法になるか、また従来方式になるかによってその先のスケジュールが変わってまいりまして、前回の広報のほうでも供用開始までのざっくりとしたスケジュール、こちら官民連携だった場合のスケジュールのほうを示させていただいております。今回の広報では、より喫緊に近い令和3年と4年についての動きについて、より詳細を含めてスケジュールリングという形でお示ししているものでございまして、こちらについては確定的なものというよりは、おおむねそのように想定されるというところを載せさせていただいている部分になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） そうしましたら、その部分はおおむねということなのですが、私たち頂いているのも多分おおむねで書かれていたのが出ていたと思うのですが、またもし出たら頂きたいと思いますので、よろしく願います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。ありがとうございます。

今まで頂いていた配置検討比較表等には民間施設の記述があるのですが、今回頂いたものにはまだその記述は載っていないということで、官民連携していくのかどうかというところがまだはっきりしていないので、今回示されたこのモデルプランには民間施設というものが載っていないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

民間施設に当たる部分につきましては、先日の諸室リストのほうでお示したカフェスペースが民間施設の位置づけとなっております、平面1階です。すみません。モデルプラン低層案4の平面プラン1階にカフェ・エントランスホールと書いてある部分、この部分が民間が入ってこれる部分ということで、広く官民連携については整備手法であったりとか、運営の部分も含めて全体で官民連携という部分のことでございまして、民間の施設を大々的に誘致するというところだけではないので、そういった意味で今回の部分については、現モデルプランではなかなか民間さんの意向というのを全て確認し切れているわけではないので、想定としてはこのようなものでつくらせていただいております。特にカフェにつきましては、前回の広報での意見募集で特にお子様を連れてこれるようなカフェがあるといいといったご意見が多く寄せられましたので、そういったところも今回事例の中で併せてご紹介させていただいております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

最初の1ページ目の左側のほうに120台の駐車場があるのですが、ここら辺に以前頂いた比較表には民間施設という記述があったのです。住宅関係を考えていたのか、何か考えがあってこういうふうな記述があったのかなというふうにも思ったのですが、今回はもう駐車場だけの明示になっているのですけれども、その辺についても今後の参入してくる事業者によっては、そこら辺がまた変わってくるというふうに思っております。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

先日セミナーのほうでもご紹介させていただきました民間のヒアリングを受けまして、実際に地域上、藤久保地域につきましては基本的な生活に要するような施設が多くもう既にそろっているということで、新しく民間の方が投資をするというところに対しては、これからしっかりとマーケティングをしていった上ではないと提案ができないといったご意見がございまして、そういったこともございましたので、大きく期待を寄せていたところの配置図から現状に近い形というところで今直しておりますが、実際には先ほどおっしゃられたとおり、今後民間さんのほうのご提案の中でまた再度そちらの部分に何か民間のほうに投資されるというようなご意欲がこちらのほうでいただけましたら、当然駐車場の確保も必要なのですが、そういったところとのバランスを見ながら導入を検討していくようなものでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

2点聞きたいことあるのですが、1点目は去年の8月に全協で説明あって、ところが9月になって説明とは全く違うものが広報に掲載されたという事実がありました。今回のこれは細かい細部は当然変わっていくと思うのですが、基本的な考え方はこれで進めて、検討して、基本設計を進めていくということなのか、そこはまだ分からずに大きく変わる可能性もあるのか、そこはまず確認させていただきたい。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

先日の庁内の検討会議のほうで、本配置、平面、立断を含めたモデルプランを今回の基本計画策定上のモデルプランという形で承認をいただきましたので、基本計画段階ではこちらがモデルプランとして決まったということになります。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ということは、これを大体我々は頭に入れながら、細部に関しては当然修正が入ってくるだろうと思いますが、一応基本的にはこれが構想としての今の進めていくものだとということで理解していてよろしいかと思うのですが、そこはよろしいですね。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

基本的にはそれだというふうに考えてくださって結構です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

これ見ていて気になったのですが、低層案の4のところ、2ページ目もそう、学校もそうだし、それから公民館関係とかそっちのほうも、子育て関連諸室もそうなのですが、今の時期コロナがどうなるか今見えていないと、換気は十分に考えられているのかなとちょっと気になったのですが、そこはどういうふうな換気を考えていくのか。詳細設計に関しては、当然別になると思うのですが、大きな考え方としてどういうふうな換気を考えているのか、そこを確認したいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

議員おっしゃられたような部分というのが、今後の要求水準というところに関係してまいります。先ほどおっしゃられていた必要な換気の部分であったりについては、部屋に対して必要な換気量を満たすことといったような条件をつけて発注をいたします。また、学校とかであれば今回のGIGAスクール構想に合致しているような施設とするものといった町が求める性能というものは今後発注段階でお示しをして、それを事業者が受けて、それを事業者のノウハウでかなえていくといったところが官民連携の形になりますので、おっしゃられていたような換気の部分とかというのは重要な部分だと思いますので、当然に要求に含めていくような内容だと思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 当然その要求仕様の中でうたっていくと思うのですが、定性的ではなくて定量的に

ちょっと我々のほうにも情報として伝えていただきたいと、換気量どのぐらいなのか。ちょっと学校のほうが結構教室が並んでいますよね。この換気どうやって取っていくのかなとちょっと疑問なところもあったので、それだけに限らず、換気が今すごく重要だと思いますので、よろしくお願いします。

それと、学校関係でいくとちょっと私も実態今把握してなくて質問するの申し訳ないのですが、教員の方が当直というのはあると思うのですが、ここ仮眠室も何にもないのですが、それは大丈夫なのでしょうか。これは確認です。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

宿直等、仮眠とかの部分に関しては、まだ確認が取れておりません。学校内の設計につきましては教育委員会、あと佐藤校長先生、すみません。藤久保小学校の校長先生等ご意見をいただきながら修正を行っておりますので、そういった部分も併せて今後確認させていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 私も今実態として藤小の場合どういうふうになっているのかも把握してなくて質問して申し訳なかったのですが、その辺もぜひ学校の側と綿密に打合せしていただいて、詳細詰めていただければと思います。お願いします。

○議長（井田和宏君） まだございますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時11分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時11分）

○議長（井田和宏君） 協議事項の途中ですが、休憩します。

（午後 2時11分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時20分）

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行います。

協議事項3番の藤久保地域拠点施設基本計画策定についてから始めさせていただきます。

質問をお受けいたします。挙手にてお願いいたします。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

こちらの配置検討一覧とか、いろいろあったのですけれども、モデルプランの低層案④のほうで、こちらの北側を全部グラウンドにすることなら、こちらの南側に対しての今の配置以外にもL型にしたりだ

とか、南北にしたりだとか、そういったものも検討されるのか、これはこの配置で終わりということ。今北側をグラウンドにすると決まった残りの配置を何かしら変えられる可能性があると思うのですけれども、そういったことは検討するのか、もうこの並びで終わりということでもいいのか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

可能性が全くないというわけではないのですけれども、基本的には学校のグラウンドとの関係となりますと、グラウンドからは学校の校舎が近いほうが良いということと、あとこの校舎を東西にといいましょうか、長く取することで南面を増やすということもやはり採光上必要な工夫かと思いますので、そういった諸条件を整理いたしますと、このような配置が一番妥当ではないかということで、まるっきりあり得ないわけではないかと思いますが、今の段階で整理できる条件の中ではこの案という形になっております。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

この現状の新しいほうの案で4案の中身に入るものというのを見ておきますと、これはどう見てもPFIではなくてDBOでやるのかなという感じがしないでもないのですが、この現状の形でもPFIを利用するような意図があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

厳密には、DBOとPFI自体は資金調達であつたりだとか、あと契約の仕方の違いがほぼほぼの違いでございまして、実際には建てる段階でデザインビルドをすることとPFIで民間が設計をして建てるというのは同じ工程でございまして、その後のオペレーションの部分に関して民間のほうに事業を多く振る場合はPFIと同様で、DBOも同じような形になると思しますので、実際に事業内容と平面によって事業スキームが制限されるといったことはないというふうに考えております。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

当然その管理等は同じということは理解しておりますけれども、実際問題その民間の部分があまりにも少ない中で、PFIというか、外注したものがもうける部分というのは非常に少ないわけです。そうなっている中で、そういった利用を考えているのかというふうにお聞きしています。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

基本的には町から発注される予定価、町のほうで建設であつたりとか設計合わせて発注する際に、業者のほうはそちらに利益を乗せてやっておりますので、それが完遂することで、もうその時点でPFIであってもDBOであっても民間事業者のほうは収益を得ますので、どちらでも成り立つと考えております。

民間施設を多く誘致することは、町の財政にとってそういった賃料の収入であつたりとか、場合によっては固定資産税の収入であつたりといったプラス面が多く見込めることから、行政としては多くあることがメリットと取れることもございますが、民間にとってはそのの大小にかかわらず、PFI、DBOともに実施

できるというようなものを民間のヒアリングのほうでも伺っている内容でございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

この配置でやるとすると、あまりPFIというのは意味ないのかなという気がしますので、この反対側の駐車場120台という部分を2階建てにするとか3階建てにするようにして、残りの半分を貸し出すとか、何か収入があるような方法を考えていただくというのが財政的にはいいのではないのかなと思うのですが、どうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

そういった方式がかなえば町としても当然にすばらしいというか、ありがたい話ではございますが、実際には誘致というか、出店いただくのにそちらが逆に提案を挙げていただく側のリスクにつながる可能性がございまして、それを条件化することで民間の手が挙がる量が減ってしまうといったことも懸念されます。なので、それは投資をいただけるかどうかというところの状況を見極めて、そういったことがかなうようであれば積極的に仕掛けていきたいと思っておりますし、なかなかそういったことがハードルになるようであれば町として大きく望めないところもあるのかなというところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

今現在公民館の駐車場になっている部分、こちらのほうの利用というのは、利用って人様の土地ですから、あれですが、一体的な利用というのは特にこの計画の中では考えていかないということでもよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この計画の中では考えていかないということです。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

今出た敷地、道路から全体の西側の部分のところ恐らく私たち議会としては民間施設という案内で止まった状態で年明けのあの説明会、研修を受けたので、そこで興味あるかなという企業が多いのかなと思っていたのですが、今そのときに頂いた資料を見ていたら、確かに公共施設とくつつく形で民間施設というふうに設けているのがあります。ただ、面積的には今回のものより全然大きい範囲で民間施設というふうになっていて、ここに関しての参入の意図を聞いているのかなと思うのですが、実際これ見ると民間施設部分、先ほど言ったカフェ・エントランス部分だけで大分話が変わってきてしまうのですけれども、どうなのでしょう、この違いについて。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

こちらでお示ししている民間の面積というのは、この敷地全体に対しておおむね想定されるというか、コンサルのほう的事例等も含めて考えられる面積という形で例示いただきまして、実際に民間ヒアリングした段階でも、ちょっと書類上にはないのですけれども、注釈として最大限誘致いただいた場合の数値であって、実際にこちらを望むものではないので、実際の感覚として民間の方のそういった投資意欲みたいなものを確認したいというようなご説明の上で、民間の方のご意向を確認しております。その中で、その敷地を一体化するというのは、これも今の現段階での民間ヒアリングの中ではやはり分けて民間の施設を設置するよりは、当然に公共施設と合築して、双方のサービス向上につながるといったことを一般的には狙えるのではないかなというようなご意見をいただいたので、その部分で東側敷地側に民間の敷地があるのですが、実際には民間ヒアリングの段階でも、先ほど申し上げたとおり実際のしっかりとした地域のマーケティングを行った上ではないので、あくまで一般論としてのご意見ですというふうな形で民間様のほうからご意見をいただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 分かりました。

その民間ヒアリングの際に事業者に提示した配置案では、公共施設一体型にしても床面積に関して2,500平米で提示していると思うのです、私たちが頂いた資料を見ると。実際これで基本計画をつくらうという今日の案見ると約200平米です。あとは、運営とか、そういうのは別として。なので、これ話違ってしまわないかなと思うのですけれども、この200平米だけが民間施設を自由に運営する部分ですという条件を提示しての先日の民間ヒアリングの結果だったのか、そこは違うのかというのは分かりますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

実際に基本構想の段階でも、民間施設の誘致についてはかなり大きい数字の明示をさせていただいておりまして、あちらでは実際に誘致が可能な面積に近いような表現で明示しておりまして、実際にこういったモデルプランをつくっていく中であったりだとか、あと民間のヒアリングをしていく中で現実的にはそこまで多くの民間の投資は見込めないのではないかとこのところ、そういった市場の感覚等も取り入れた結果、町として計画をこちらまで落とし込んだというような形になります。ですので、民間のほうにヒアリングした際には逆に言うところこういったものをお見せしてはいないので、あくまで町としては民間の方の民間の施設、民間の投資も期待していますという形のご意思表示の下、そういった資料でお話しておりますが、実際にはそれを受けて、民間の方からはなかなかそういった大きい投資は難しいのではないかとご意見をいただけたところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 分かりました。現実を見たということで。

あと、このままこの施設で基本計画でいく場合、このコンセプトというか、理念のほうで基本構想では集

い・学び・育つというのとか、あとは賑わい・交流の場の創出という基本構想での理念や方針がありました
が、やはりこのコロナ禍でこの後どうなるか分かりませんが、まだ先が見えない中、あくまでも人々
が集まる施設を作るという前提の下この施設を、この計画をつくっていくのか、そこに対しての町の考えを
お願いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

小学校であるとか公共施設であるものというのは、本来やっぱり人は集うものだというふうに考えており
ます。コロナの状況下の中で今いろいろ日本が変わってきているところもございまして、これが終息すれ
ば、コロナ等の対応を含めて新しい生活様式を考えた上での人の集いだとか、集まる施設などが今後必要と
されてくるのではないかとということで、あくまでも人が1つのところに集まって、何か人と人のつながりを
設けてというか、育んで、一つ町のために活力、地域力となっていくというようなコンセプトは変わらず、
集う未来の創造拠点施設を作りたいというふうに考えるのは当初と変わっておりません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） これで最後にします。午前中説明いただいた行財政改革等でスマートタウンという
お話もありまして、いろいろICTを使っていって、オンラインでどうこうという話が出ていましたけれど
も、それを目指していくのであると人がどんどん、集わなくていいわけではないです。集ったほうがいいも
のがありますけれども、できる限り集わないで、その場に行かなくても済むようなまちづくりを目指してい
くのかなと思ったのですが、そこは相違ない、食い違う部分がないということでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

当初の多分基本構想状態の集うと今の集うとは多少ニュアンスが違うというふうな考えだと思います。例
えば図書館なんかでもデジタルブックだとか、そういうのを、まだ計画的にはないですけれども、今後やっ
ていくのかどうかとか、その辺の対処はこの施設でもしていきたいというふうには思っておりますが、基本
的にしっかり衛生管理をして、人が集うような形にはしたいというふうに、やっぱり人が集わないと施設を
建ててもあまり意味がないのかなというところはありますので、しっかり対策をした上で人の集う施設を作
りたいというふうに考えておりますし、小学校もある有事のときには対処できるような施設を作っていきた
いというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） すみません。ちょっと細かいことで。モデルプランの2枚目のところで、コミュ
ニティースペースと、それから多目的ホールがありますけれども、今藤久保公民館のホールが多分150名ぐ
らいは入るのかなと思うのですけれども、この多目的ホールについては藤久保公民館のホールと同じような
人数が入ってくるというふうに捉えていいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

今の藤久保公民館の多目的ホールと同等の利用ができるというのが2階平面のほうの多目的ホールになります。面積につきましては、おおむね現状の多目的ホールと同等のものを計画いたしております。1階にございます多目的ホール2というのが児童館の中にある軽運動室のような位置づけでございまして、こちらでは保健の検診等も使えるというような目的でも使えますので、そういった意味で名称が多目的ホールという形になっております。ちょっと分かりづらくて申し訳ございません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 分かりました。

大体藤久保公民館のホールと同じくらい招集できるということで。あと、1階の子育て関連諸室なのですが、ブルーのところですけども、現状の児童館、それから子育て支援センターが入ってくると思うのですが、ここの面積においても今の児童館3館ありますけれども、そのうちのどのくらいのところが、子育て支援センターと児童館でどのくらいの部分がこのブルーのところに入るのか、その点について、例えば児童館3館のうち2館は間違いなく入るとか、プラス子育て支援センターが入るとか、どのくらいのほうが入ることを考えているのか、もし分かれば。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

正確な数字ちょっと手元にないので、明確にはお答えできないのですが、児童館については現行の藤久保児童館よりは面積を増やすといった基本構想の流れを踏襲して、基本計画上も藤久保児童館より増えている面積プラス子育て支援センターというような機能をこちらで網羅できるような形の設計となっております。正確な数字ではなくて申し訳ございません。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 多分そのような答えだと思うのですがけれども、今言ったように児童館3館ありますので、その3館の面積を足したようなところまで広くならないということでもいいのですよね。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

そこまでの規模にはならない想定であります。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

最後に念を押すような質問かもしれませんが、これはモデルプランではあるけれども、大体細かいところはこれからですけども、この形でいくと、町民の方から聞かれたら、大体こういうような感じですよというようなふうにお答えして大丈夫でしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当技師。

○政策推進室政策推進担当技師（新村優宗君） お答えいたします。

お示しする上で大変難しいのですが、実際にはこれが設計等になった場合に建物が、オーバーに言いますと三角になる可能性もありますし、丸くなる可能性もございますということで、実際に設計をされているものではないので、実際にこのとおりこれに近いものになりますというところも少しお約束ができないものでございまして、実際にはこの程度の規模と、大体町が先ほど文字で羅列したような内容というのは条件として当然につけていきますので、そういったものは守られる施設になりますが、実際にこのとおりの平面というか、この階にこの施設が来てとかというものが全て約束されているものではないので、このとおりのものができるかと言われるとそうではないというものがお答えになるかと思えます。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

そこまで細かくという話ではなくて、例えばこの1枚目の公共施設モデルプラン低層案4、このおおむねの全体的な建物の配置は、多少形が変わったり、多少ずれたりはあるでしょうけれども、大体このような配置で進められるということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

1ページで出ている配置図につきましては、大体このような感じを出したいというふうに思いますし、今回広報でもこの2ページ目みたいなイメージで出していきますので、概要としてこういうイメージになるというふうにお伝えいただければというふうに思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

先ほどDBOとPFIで資金調達以外は変わらないというようなお話だったのですが、当然企業が資金を借りて、それにまた利子プラス企業のもうけを足したものに対して役所のほうがお金を返していくということで、バリュー・フォー・マネーの観点からいえば余計な負担を余計払うということになると思うので、そこら辺は理解されているということでもいいと思うのですが、今回この案を見ますと取りあえず寄せ集めただけで、何となく皆さん魅力的でいろんな方が集ってくるような特別な仕掛けというのが何かどこかあるのかなというのがすごくちょっと残念というか、何千万というたくさんのお金をそういう業者の方に払っている中で、何か特別な仕掛けが実は隠されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

寄せ集めと言われると、たくさん施設がいっぱいあったものが複合施設になるということでそのように思われてしまうのかもしれませんが、ここに集中することによりまして、先ほども言いましたけれども、住民が集う施設ができるということと、あと広場であるとかあの辺に、今の段階でいいかどうかあれですけども、にぎわいの場所はできるというところがございまして。藤久保のあそこの交差点につきましてはヒアリング等をしていると子供たちがさようならをした場所だという話で、別の方向に友達同士が分かれている場所でいい分岐点になるというような話も聞いておりますので、実際はこれから運営や運用をしていく上で魅力的な施設になっていくのかなというふうに思います。外観でもこれから基本設計とか実施設計をしていき

ますので、そこで魅力的な施設が出来上がるというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほうをよろしく申し上げます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） ちょっと素人的で申し訳ないのですがけれども、駐車場120台とありますけれども、この120台駐車場が使えるような、そういった行事って今まであるのでしょうか。これだけの面積が本当に使われていくのかというのがよく分からないのですがけれども、その点はどう思いますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

駐車場については、増やしてくれという要望をもって一応増やしていくという形になります。図書館の利用であったり、子ども・子育て施設なんかに来る人たちにもやっぱり車で来たいというような要望がありますので、車のものを増やしたり、あと公民館であればイベント等がありますので、文化祭であるとか、文化祭ここでやっていないのかな。イベントについてもここでやったりして、あと図書館もやったりするとやはり重なってしまうので、ある程度駐車場の台数は必要なのではないかなという考えでこのほうの左側に駐車場の台数を設けたということです。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 現状では狭くてどうしようもないというのは私も知っていますから、それは現状よりか広くするのは大賛成なのですがけれども、ちょっとこれだけの面積を取って、実際にそういった計画でここまで必要だというふうに思ってそういうふうに配置したのでしょうかけれども、実際に、ごめんなさい。そこまで使うということをちゃんと分かっている配置というふうに捉えていいのですね。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

行事が重なることもあるという話を聞くと、やはりある程度は駐車場が必要だというふうに考えまして、これを設定させていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

最後、議会に出すスケジュールだけちょっと教えていただけますか。3月にPFI等導入可能性調査の結果が報告されると、その後基本計画の素案は3月中に取りまとめて、議会には提示がどの段階である。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 今回はPFIの関係で、VFMであるとかの話をしていただきたいのですが、それに間に合えばそこで出したいというふうに考えております。

○議長（井田和宏君） パブコメはいつですか。

○政策推進室長（島田高志君） パブコメは4月です。

○議長（井田和宏君） 4月の。

○政策推進室長（島田高志君） 4月からやると。

○議長（井田和宏君） 4月初めから。

○政策推進室長（島田高志君） 初めからやりたいというふうに考えています。

○議長（井田和宏君） そうすると、なるべく3月のその段階では素案を示していただけると議会としてはありがたいということですか。

○政策推進室長（島田高志君） そうです。

○議長（井田和宏君） 分かりました。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で協議事項の3番、藤久保地域拠点施設基本計画策定についてを終了させていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 2時47分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時49分）

◎三芳町国土強靱化地域計画の策定について（案）

○議長（井田和宏君） 協議事項の4番、三芳町国土強靱化地域計画の策定について（案）について説明を求めます。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 前田です。

1月に引き続きまして、国土強靱化地域計画の件について議題にさせていただきまして、ありがとうございます。今回計画案がまとまりましたので、先日ご指摘もございましたとおりですので、お示しをさせていただきたいと思います。内容につきましては、担当のほうから構成をちょっとお話をさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（井田和宏君） 自治安心課防災・交通安全担当主事。

○自治安心課防災・交通安全担当主事（井田 遼君） 井田です。三芳町国土強靱化地域計画（案）の構成についてご説明いたします。

この地域計画（案）は、国の基本計画や埼玉県計画と整合性を取りながら、熊谷市をはじめとした他市町村の地域計画を参考に案を作成し、町の全課室からの意見及び三芳町防災会議の委員の皆様からの意見を基に修正を行ったものです。

構成につきましては、まず資料をめぐっていただいて、1ページから第1章で計画の概要について記載しております。こちらでは策定の趣旨として、国の強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づいて本計画が策定されること、大規模自然災害発生時に迅速な復旧、復

興を果たすため、平常時の備えを明確化、共有化するための計画であることが記されています。

また、計画の位置づけという項目においては、国の基本計画や埼玉県計画との調和を保ち、また町の総合計画とも整合性、調和を図りながら国土強靱化に関して、町の様々な分野の計画等の指針となることについて書いております。

3ページから第2章となりますが、町の概況を自然条件や地勢、人口、経済、想定される自然災害の観点から記載するものとなっております。

そして続きまして、12ページに飛びます。12ページからが第3章となりますが、計画の基本的な考え方について言及をしており、ここでは基本方針、基本目標、事前に備える目標を定めております。

13ページから第4章の脆弱性評価となりますが、地域計画の策定に先立ち、国や埼玉県で想定されている起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオを基に当町における起きてはならない最悪の事態というものを想定を行い、各担当課において事態の発生回避、被害軽減に資する当町の取組と将来的な方向性を評価し、その要点を記載しております。

16ページからが第5章となりますが、第5章においては脆弱性評価により出た起きてはならない最悪の事態とその事態の発生回避、被害軽減するための方策、具体的な行動を行動目標ごとに記載し、それを担当する部署についても記載しております。

それが26ページまで続くものとなっております、続いて27ページからが第6章となっております。第6章では、国の基本計画や埼玉県計画を基に16の施策分野というものを設定し、その施策分野ごとに国土強靱化のための当町の取組の整理を行っております。

37ページからが第7章となりますが、こちらが最終章となっております、当町の強靱化のため、行政機関、住民、民間企業、それぞれの役割を記載し、また今後社会経済情勢の変化や国土強靱化の施策の進捗状況等を考慮して適宜計画の見直しを行っていくことを記載しております。

最後に、一番後ろのページに別紙としまして、本計画に基づく事業の実施について国から示されている交付金、補助金の一覧表を付し、本計画案の構成となっております。

三芳町国土強靱化地域計画（案）の構成についての説明は以上となります。

○議長（井田和宏君） ただいま三芳町国土強靱化地域計画の策定について説明をしていただきました。

質問がある方は、挙手にてお願いいたします。

細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。説明ありがとうございました。

今最後に別紙のところであらゆる補助金の交付金をつけていただいているのですけれども、先月こういうのを盛り込んでいきますというお話だったと思いますけれども、これを基に実際に申請するというか、三芳町に今必要なところはこれですという予定があるところはあるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 前田です。お答えします。

それぞれの担当課のほうにこういう交付金とか助成金の内容というのは示されてきますので、その中で国土強靱化に掲げていないと駄目だというようなものがひもづけられていくというのですか、になると思いますので、実際にこの中にこの事業を使うとかというものを盛り込むというのではなく、ここに書かれている

ことでそれが使えるというような内容でございますので、それぞれの補助金は細かく中の計画の中に入りたい込んでいくということではございません。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

今の部分なのですけれども、前回も不交付団体の補助金、交付金の扱いをお聞きしたのですけれども、ここに載せたのはあくまで交付金、補助金の対象になる事業を挙げただけであって、これが必ずしも三芳町において適用されるかどうかはまた別の問題ということでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 前田です。お答えします。

議員さんおっしゃるとおりでございますので、それぞれの細かい内容、運用について確認をしながら適用になるか、ならないかというところをそれぞれの担当課で活用していくというようなものになると思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細田議員。

○議員（細田三恵君） 細田です。

自治体に合った国土強靱化地域計画をつくられたと思うのですけれども、この中で三芳町に一番合ったというか、災害リスクにはここが主に重点的なものですよという特に重点に置いた部分というのがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 先ほど担当からもお話ししましたとおり、起きてはならない最悪の事態、脆弱性の評価のところ、国、県が想定しているものを全部羅列したのからそぎ落としていったという形になりますので、三芳は山とかがないとか、そういうところをどんどんそぎ落としていって残ったものということになりますので、残ったものはほとんど三芳ではきちんとしていかなければいけないなというものが残ったというような形なので、特にここがということはないと思いますが、ないです。すみません。特にここというもの、全てやっぱりやらなければいけないところが残っているということになっていると思います。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

この中にはスマートインターチェンジフル化、大型の車種拡大のところが明記されていますけれども、その辺についてはどういった内容で、どんなようなこの計画の中には生きてくるのか、その辺についてちょっと説明をしてもらいたいと思います。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

それぞれの担当課から出てきたものを取りまとめて書かせていただきましたので、申し訳ございません。細かい内容の詳細については、私のほうではちょっと説明が今できない状態でございます。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 三芳町でも風雪水被害というのは農業などでは発生しますけれども、実際に17ページに起きてはならない最悪の事態ということですから、起きる前に防ぐというのが根本的なものだと思いますけれども、この6番の農業・産業の機能維持というところで、農業・産業の生産力が大幅に低下する事態ということで、先ほど言ったように風雪水害、それからもう一つ、これによって、地球温暖化による気温の上昇によって作物に今後大きく影響してくると思うのです。予定どおりに収穫できないことも考えられるので、そういったところについての補償とか、そういうこともここに含まれるのか、どういうふうなこれに生きてくるのか、それもやっぱり担当課ではないと分からないですか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 地球温暖化がちょっと自然災害というカテゴリーに入るのかどうなのかというところの話からなるかなと思うのですけれども、補償の話についてはやっぱり担当課の話になっていくと思います。今回地球温暖化のことについて、それは自然災害という捉えをしていないので、書いていないと思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） できればそういったところを防いでいくということがきっと目的だと思うので、やっぱりその辺も担当課のほうに風雪水またはこういった気温の上昇によって作物の影響、そういったところがあつた場合に町がそれを防ぐため、またあつたときにはどうするか担当課と相談しておいていただければと思います。

あと、前回の資料で防災会議での書面決議書という文書があつたのですけれども、この防災会議というのはどのような会議で、どのような構成なのか、お尋ねします。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

防災会議条例というものがございまして、そちらのほうの条例に載っておるものでございますが、指定地方行政機関、それから県の機関、警察、それから町の各担当課、それから教育委員会、消防、それから指定公共機関ということで郵便であつたり、電話会社であつたり、東京電力であつたり、それから指定地方公共機関ということで鉄道会社、ガス会社、それから医会、あと自主防災組織の関係で住民が入っている会議でございまして。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 住民は、何人入るのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 8号委員という自主防災組織の関係でございましてけれども、そちらは3名でございまして。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） こういった防災会議をもう既にやられているわけですが、その中で書面決議書というのを作成していますけれども、この書面決議書というのは議会のほうに提出をしていただけますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

書面決議書といいましても、意見があったら意見を下さいねという形でございますので、防災会議の意見をここに盛り込んでいるということなので、特にお示しする予定ではございません。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） でも、そういった意見があったわけですよね、会議の中。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 一部修正した部分がございますので、必要があればお示しいたしますが、あと言い忘れてましたが、公共施設マネジメントと同じく、ご意見のほうがもしございましたら3月の16日までにご意見いただければということで、議長宛てにこの後文書を出させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

この強靱化計画なのですけれども、位置づけとしましては2ページ目見ると総合計画と横並びということになっているので、同じ位置という考え方なのですか。今まである防災関係に地域防災計画とか、初期行動マニュアルとかあるけれども、その上位計画になるという考え方なのですか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

ご指摘のとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。分かりました。

では、この強靱化ということですが、これはイメージとしてはハードですが、ハードだけではなくソフト面も強靱化というか、整備しましょうということだと思うのですが、1つ、町の情報発信についてあまり書かれていないのかなというところがあります。実際に起こったとき、例えばこの前みたいに、夜中でしたけれども、地震が起きたとき町からどういう情報を発信したのかというのは、多分前回の地震については何もなかったのではないかと思うのです。であれば、情報として欲しいというところを、住民が欲しいと思うところをしっかりと提供しているというのがなかったかなと思うと、強靱化の中でも三芳町の責務として住民への情報提供というのをしっかりと上位計画であれば書くべきなのかな、示すべきなのかなと思うのですけれども、まず情報発信ということについて伺いたいと思いますが。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 29ページのほうに災害情報の共有と住民への適切な提供ということで、自

治安安心課担当でやっていくというようなことも書かれておりますので、こちらのほうで進めていければと思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

どこの計画にもそうやって書いてあるのですけれども、実際できていないのではないのというところが今の実感なのです。ほかの自治体では、その町では被害は特にありませんでしたとか、停電が発生していますとか、いろいろ情報提供を自治体がやっているのです。自治体とか首長がやっているところもありますけれども、そういったことをしっかりやれなければ、こうやって計画をつくってもあまり意味がないのではないかなと思うので、町としての情報発信を具体的にやっていただければありがたいなと、計画をつくるのであれば。

あとは、こうやって見るとやっぱり行政防災無線へのご意見が非常に多いということであるので、そういったことの改善というのを、これをつくれば補助金等を活用して何かしらできるのかどうかというのを考えているかどうかちょっと伺いたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

この国土強靱化は、どちらかというとい総花的な形で作らせていただきました。入っていれば補助金が見えるようにというふうに、細かく個別に書くというよりは書いてあることをうまく使えるような形で考えています。地域防災計画のほうに細かいご指摘の部分とかは盛り込んでいって、大成していって強くしていければいいかなというふうに思っているところでございます。

また、今回の地震の話なのですけれども、三芳町があれが本当に震度3だったのかというようなご意見もございましたが、一応震度3ということで職員の参集体制も取られる状況ではなかったのです、この間の地震は。なので、停電が発生したかどうかの確認等も担当ではしておりますけれども、停電は発生しなかったと思うのです、今回の地震。なので、被害がありませんというのをどこまで発信すればいいのかというところがやっぱりちょっと担当としては悩んでいたところでございます。私もやっぱり必要なとは思ったのですけれども、震度3のところでは発信をするとすると今後のことを考えるとちょっと厳しいのかなというところで線を引かせていただいて、職員の参集体制が整った段階のところでは情報発信というようなことを今回は考えさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

やはり見るとほかのもっと揺れが少ないだろうというところの自治体も発信しているのです。そうやって見ると、やっぱり比較するとどうかなと思うところがあって、いつもどおりの、今コロナしか発信していないとそれはどうなのでしょうかなというところはあるので、そういったことも含めて、こちら総花的なことなのですけれども、今までできていなかったところがあるとしたら、こういったことをちゃんと上位でつくるのであれば、そういったことを芯を通してちゃんと計画できるようにしていただければ、つくる意義はもっと高まるのではないかなと思うので、その点をお願いしたいと思うのですけれども。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 今ご意見賜ったところでございますが、またご意見のほうでいただければそちらのほうも盛り込めることがあれば盛り込んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

この中に行動目標ということで、1から7までそれぞれの担当課から出していただいたものも含めて、19ページからになりますけれども、このような目標なども出ておりますけれども、目標を掲げて、それを先ほど上位法というお話もありましたけれども、何か計画を立て、目標も立てている中で、どこかで評価をしたり、振り返りをしたりし、また総括をし、次に生かすみたいなの、そういうような意味合いを持ったものなのかどうか教えてください。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えいたします。

今一番後ろにあります計画の見直しのところに関しましても、社会情勢の変化や国土強靱化の施策の進捗状況ということで見直しをしていくというところのレベルにとどまっているところがございます。まだ埼玉県も国もつくれ、つくれ、つくってほしいというような強力なプッシュはあるのですけれども、その後どうしろというような指示がなかなか今出てきてはいないところがございますので、取りあえずつくってみようという今動きでございますので、今後やっぱり実効性のあるものという形は想定はしておりますが、実際どういうふうに進めていくとか、そういうところまではちょっと今はまだ想定できていないところがございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で三芳町国土強靱化地域計画の策定についてを閉じさせていただきます。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時10分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時15分）

◎令和3年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託について

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項の5番、令和3年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託について説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） 吉田です。恐縮ですが、少々お時間をいただきます。

令和3年度予算についてですが、特段にやはり環境センター、これに関わる予算ということ、そのスケールと、あと性質上あらかじめご説明が必要であろうということで、この場をお借りしてあらかじめご説明をさせていただきます。

それでは、令和3年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託に関する事、このことにつきましてご説明をさせていただきます。あらかじめお配りしております、これ12ページまでにわたっておりますけれども、こちらの資料と照らし合わせてお願いしたいと思います。

まず、資料の1ページを御覧いただきます。こちらが表紙になっております。ここにあるとおり、歳入予算のまずは資源物売却代金等、また歳出予算としてのふじみ野市・三芳町環境センターの運営負担金、また余熱利用施設「エコパ」の運營業務委託料、これらの概要説明が本日の内容でございます。

まず、1番の資源物の売却代金でございますが、リサイクルが可能な資源物につきましては、その売却によって収入を図ることとしております。収入金額は、三芳町分とふじみ野市分とに案分され、三芳町分の収入金額はふじみ野市から納入されることとなっております。案分の方法につきましては、資料4ページでございます。上段の囲み中、三芳町の一般廃棄物の処理に要する経費の算定等に関する覚書、これの第5項でお示しするとおりです。金属類から缶類まで、資源物の種類ごとの搬入量割合をもって種類別に収入金額を案分するものとしております。

売却見込みの内訳につきましては、資料2ページのとおりでございます。過年の決算と当年、今年度の予算額と対比させておりますが、御覧のとおり前年度、令和2年度と比較しますと49.9%、おおよそ半分にまで減額となっております。どの品目も搬入量の見込みでは大きな相違はございませんが、それぞれの単価の落ち込みが大きな要因となっております。内訳の5品目のうち前年単価を維持しているのは瓶類のみ、あとは軒並み30%から50%まで単価が落ち込んでおります。当年、令和2年度内の推移と実績を踏まえての見込みでございますが、やはり新型コロナウイルスの影響が大きいものと思料しております。多くは中国の影響があるのでしょうか、輸出入がストップして流通が緩慢になったこと、またそれによって在庫を抱えてもリサイクル自体が停滞していることなどが考えられます。

また、原油価格も下降傾向にありますので、かえってリサイクル費用のほうがコスト高になろう、その上品質の面で比較してもリサイクルそのものの価値が低下すると、そういった傾向があるかと思われます。

様々こうした要因がございますけれども、以上によりまして、前年度比でおおむね50%減の798万6,000円の売却収入を見込み、予算計上しております。

以上が資源物の売却代金とこの予算額のご説明でございます。

続きまして、続けてよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） どうぞ。

○環境課長（吉田徳男君） 続きまして、2番目の令和3年度環境センター運営負担金の概要についてお伝えいたします。これにつきましては、これまでの全員協議会での説明の繰り返しになる部分もございますが、ご容赦願います。

資料の3ページを御覧いただきます。環境センターの運営費につきましては、こちらの三芳町の一般廃棄物の処理に関する事務の委託に関する協定書のとおり、まずは指定管理者に対する委託料、また事務全般をふじみ野市が行うこと、これに要する費用としての管理啓発に係る事務事業費用、そして資源物や廃棄物の

処理、再生利用、それ自体に係る直接の費用、以上の3項目の経費で構成されております。また、これら経費の総額の20%を均等割、80%をごみ量割とに大別して、ふじみ野市、三芳町とで相互の割合で負担するものとしております。ごみ量割の対象とする品目は同じページの下段、別表2、こちらの右の欄にお示しするとおりでございます。

また、資料5ページになります。こちらの下段の表4を御覧いただきますと、ごみの総量に対する品目ごとの割合、またふじみ野市、三芳町双方の搬入割合を示しております。均等割とごみ量割をトータルした三芳町の負担割合は、おおよそ32%となっております。

それでは、経費ごとにご説明をいたします。同じ5ページの上段、表3を御覧いただきます。まず、1項目の環境センター運營業務委託料でございますが、次の6ページがその詳細でございます。直接の委託料、その他補修費の合計が5億315万2,000円、これに対しまして売電収入や受入手数料など、これら収入として3億6,165万3,000円を見込んでおります。これを差し引いた経費の総額1億4,149万9,000円を計上し、これを負担割合で案分した金額4,571万1,000円が三芳町の負担分となります。

次に、2項目の管理啓発事務事業費用でございますが、これは職員人件費の分とそれ以外の費用とを分けて算定しております。まず、職員人件費以外の費用につきまして、資料の7ページを御覧いただきます。事務全般に要する直接の経費から賠償金収入を差し引いた経費の総額1,443万2,000円、これを負担割合で案分した金額463万3,000円が三芳町の負担分となります。

一方、職員人件費につきましては、次の8ページ、最上段左上隅です。8ページ、上段のとおりでございます。総額3,000万円を負担割合で案分した金額963万1,000円が三芳町の負担分となります。

以上が2項目めの管理啓発事務事業費用の内訳でございます。

次に、3項目の資源物等の処理、再生利用に係る費用でございますが、これは資料8ページ、中段から10ページまで、焼却残灰から古紙・布類までの各品目に係る処理費用でございます。個々については割愛させていただきますが、これら処理経費の総額3億1,969万円を負担割合で案分した金額1億129万5,000円、これが三芳町の負担分となります。

以上が経費ごとの積算内訳でございました。

資料5ページの上段、表3に戻していただきます。以上、3項目の経費の額に実費負担としての不燃物と廃家電品の処理費用がございます。この額が43万5,000円、この金額を加えた金額1億6,170万6,000円、これが環境センター運営に係る三芳町の負担額となります。また、これに附帯する費用としての既存用地負担分、そして地域整備事業負担分これらを加えた額1億7,300万8,000円が令和3年度環境センターに関連する負担金予算の総額でございます。

なお、地域整備事業負担分は、ふじみ野市道B-38号線の拡幅工事となっております。令和3年度の事業費は2,000万円で、この地域整備も令和3年度に完了することとなっております。協定による負担率は、やはり均等割が20%、ごみ量割が80%で、三芳町の負担割合は30.16%でございます。

以上でございますが、資料11ページで前年度予算との比較増減をお示ししております。中段よりやや下、小計の欄にございますとおり運営負担金で前年比795万円の増額が見られます。要因としましては、委託料の積算で収入として見込んでおります事業系ごみの手数料、これの減額見込みが大きいところでございます。昨年来コロナ禍の事業停滞によるものと思われませんが、この手数料収入が減少傾向にございます。この傾向

を踏まえての積算でございますが、来年度志木地区衛生組合を受け入れる、このような予定になっておりますが、こちらの負担金収入の増益を見越しましても、総じて大きな減収を見込んだものでございます。しかしながら、附帯費用でございます地域整備事業負担金、これにおきまして来年度最終工期ということで事業費の減額がございますので、トータルの予算額としましては前年度比113万円の減額となったところでございます。

以上で、環境センター運営負担金に関するご説明とさせていただきます。

○議長（井田和宏君） ただいま令和3年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託について説明をしていただきました。この内容については、当初予算に計上されるものだというふうに思いますので、聞き漏らした点等があれば質問をしていただきたいと思います。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、以上で……失礼しました。環境課長。

○環境課長（吉田徳男君） よろしいでしょうか。予定しておりましたとおり、最後に令和3年度余熱利用施設「エコパ」運営業務委託料、これにつきましてもお伝えさせていただきたいと思います。

最後に、余熱利用施設「エコパ」の運営業務委託料につきましてご説明をさせていただきます。こちらについては、資料の最終ページでございます。ご案内のとおり、委託料は固定費と補修費から構成されます。これらの額は、委託期間の平成28年度から令和12年度まで平準化して設定されています。

また、これら経費の算定と負担につきましては、エコパの運営費用の負担割合に関する協定書、こちらで定められております。経費の算定に当たりましては、①の表のとおり総額の20%を均等割、40%を人口割、残り40%を利用者割として大別しております。三芳町のトータルの負担割合は26.65%となっております。

固定費につきましては、②の表のとおり5項目の費用からなります。それぞれの内容は③の表のとおりでございます。経費の内訳は、②の表のとおりでございますが、人件費から物価変動費までの総事業費が1億5,752万円で、この額から収入となる利用者料金と利用料減免補填の合わせて3,791万9,000円を差し引いた額が固定費となります。

なお、利用料減免補填は、60歳以上の優待利用に係る減収分をふじみ野市、三芳町双方で事業者に対し補填するものでございます。

収入を差し引いた額1億1,960万1,000円が固定費となり、これに補修費1,023万円を加えた合計額1億2,983万1,000円が「エコパ」運営業務委託料となります。これによりまして、三芳町の負担分はトータル割合26.65%で案分して3,460万円となります。また、これに保険料3万3,000円と利用料金補填負担金290万3,000円を加えた額3,753万6,000円がエコパ負担金の予算総額となります。

なお、エコパ負担金予算につきましては、前年度との増減はございません。

以上で、「エコパ」運営業務委託料についてのご説明とさせていただきます。

環境課としては以上でございます。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

ただいま「エコパ」運営業務委託料について説明をしていただきました。これもそうですね、当初予算に計上される内容でございますので、聞き漏らした点等があれば質問をしていただきたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で令和3年度一般廃棄物の処理に係るふじみ野市への事務の委託についてを閉じさせていただきます。ありがとうございました。

1時間ちょっと経過しましたので、休憩にしたいと思います。

（午後 3時32分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午後 3時40分）

◎差し替えの件

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行いたいと思います。

まず、その前に第7次行政改革大綱（案）についての10、11、12ページの差し替えを皆様のお手元に配らせていただきましたので、ご確認ください。

◎第7次行政改革大綱（案）について

○議長（井田和宏君） それと、全部協議事項について説明が終わりました。この後、今日の協議事項の5番については議会としての意見というのはないというか、まとめなくてもいいのだと思いますが、今日の協議事項の1から4番について、議会として意見をまとめていくとすればどのようにまとめていくのか、皆さんのご意見をいただきたいというふうに思います。

まず、第7次行政改革大綱については、パブコメが2月の中旬から1か月ということで先ほど室長のほうからお話がありました。この第7次行政改革大綱（案）について、議会としてどのように意見をまとめていく、まずまとめていくのか、いかないのか、執行側に意見を提出していくのか、しないのかについてはいかがでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

議会として意見を提出しないということは、イコール町のこの素案でオーケーということだと思うので、そのことを踏まえて皆さんがどう考えるかというところだと思うのですけれども、そういうことでよろしいですよ。

○議長（井田和宏君） そうですね、しないということはこのままというか、このまま認めるという意味になってしまうとは思いますが。

暫時休憩します。

（午後 3時42分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午後 3時54分）

○議長（井田和宏君） 協議事項の1番の第7次行政改革大綱（案）については、今日皆さん初めて見たという資料ということもございますので、今後議会として、議員として意見を出すかどうかについては、もう一回改めて会派に持ち帰って考えていただきたいと思います。出すとすれば個人で出していただいてもいいし、会派で出していただいてもいいのですが、いつまでに意見を出せばいいのかだけあしたじゅうには確認をして皆さんにお知らせをします。

加えて、資料の件、当日これを配付されても困るということで、調査する時間が欲しいということ、またできればパブコメに入る直前にこれを説明するのではなくて、もっと前に説明してほしいということを伝えさせていただきます。よろしいでしょうか。

〔「できればパブコメの1か月前には……」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 再開しています。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

パブリックコメントをやるというのは分かっているので、せめてその1か月前には議会にちゃんと説明をしてもらうように議長のほうから要請してもらいたいと思います。

◎三芳町日本版M a a S実証実験について

○議長（井田和宏君） 続いて、2番目の三芳町日本版M a a Sの実証実験についてということで今日説明をしていただきましたが、この件については議会として、議員としてどうすべきか、意見を伝えていくべきか、総務常任委員会のほうでも今公共交通についてやっている途中でございますので、どうするか。

暫時休憩します。

（午後 3時56分）

○議長（井田和宏君） 再開します。

（午後 4時04分）

○議長（井田和宏君） 2番の三芳町日本版M a a Sの実証実験については、実証実験終了後、6月末だと思っておりますが、この終了後に終了の報告とその成果をしっかりと求めるということ、あとはアプリの承認であったり、内容が変更されたときには書面で構わないので、議会に対する報告を行うということによろしいですか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

変わったことも、だから今は3月末なのです、事業期間が。だから、6月末まで延長されるというのであればそこちゃんと報告していただかないと、いつの間にか延長していましたというのは困るので、そういったことも含めてちゃんと文書で提出を願いたいということです。

○議長（井田和宏君） 分かりました。とにかく変更があったときには報告をしろということで、書面で構わないので、報告をしろということは伝えます。

では、2番についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

◎藤久保地域拠点施設基本計画策定について

○議長（井田和宏君） 3番の藤久保地域拠点施設基本計画策定については、議会としてはどのように。これは、さっきの話だと3月の全協でPFI導入可能性調査の報告とできれば3月の全員協議会で素案を提示するというものでありました。4月からパブコメ、6月には基本計画策定ということのスケジュールだとは思いますが。

山口議員。

○議員（山口正史君） これ60億の事業なのです。ということ考えると基本計画ができれば、3月の全協で説明して、直ちにパブコメをスタートすること自身が乱暴過ぎる。だから、少なくともパブコメを開始する、さっき言っていた1か月前には基本計画を我々、だから説明するかどうかは別にしても資料として配付しろと、それが絶対条件だと私は思いますが。

○議長（井田和宏君） パブコメの1か月前に資料を提示しろということですね。

〔「資料配付ね」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ちょっと暫時休憩します。

（午後 4時07分）

○議長（井田和宏君） 再開します。

（午後 4時12分）

○議長（井田和宏君） 藤久保地域拠点施設基本計画の策定については、今さっき申したとおり素案ができ次第議会のほうに提出をすると、その提出したのを見て、その見た時点でどうするかまた議会の行動を判断するというので、その前を見た時点で会派でどうするか話をしてもらいたいということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、そうしたらそのようにさせていただきます。

◎三芳町国土強靱化地域計画の策定について（案）

○議長（井田和宏君） 4番目の三芳町国土強靱化地域計画の策定については、3月16日までに議会からの意見があるのであれば欲しいということだったと思います。この件についてはどうしますか。第7次行政改革大綱と同じで、取りあえず持ち帰ってもらって出すか、出さないかも含めて会派で話をしてもらうということによろしいでしょうか。

〔「議長、すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） はい。

○事務局長（落合行雄君） 先ほど自治安心課長は、議長宛てに何か通知を出す等とかと言われていたよう

な気がしたのですが。

○議長（井田和宏君） 言っていましたっけ。

〔「何か言っていました」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（落合行雄君） そうですよ。言っていましたよね。だから、多分通知が来るかと思うので、皆さん……

〔「もう来ています」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（落合行雄君） 来ている。

〔「下に」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（落合行雄君） かなという、お話しされていたような気がしたのですけれども。

○議長（井田和宏君） 通知が来ている。分かりました。では、その通知を見て判断をしますので、通知を見せてもらいます。基本的には第7次行政改革大綱と同じで、出すか、出さないかを含めて会派に持ち帰ってもらって話をしてもらおうということによろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、三芳町国土強靱化地域計画の策定についての対応は以上のようなものとさせていただきます。

協議事項は以上とさせていただきます。

皆さんのほうから何かございますでしょうか。よろしいですか。

久保議員。

○議員（久保健二君） 今の議長からのあれで確認なのですけれども、協議事項の中での確認なのですけれども、藤久保地域拠点の素案ができ次第というのが、日程的なものをきちんと確認をして、あまり遅く出されてしまっても困るので、そこだけはある程度決めて、この日ぐらいまでというのと、あとどのぐらいまでに行けるといえるのだけは事前にちょっと確認をしていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 執行側ということですね。

○議員（久保健二君） はい。

○議長（井田和宏君） 分かりました。それは確認します。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、協議事項につきましては以上とさせていただきます。

◎総務常任委員会

○議長（井田和宏君） 続いて、報告事項に移りたいと思います。

報告事項については、まず総務常任委員会より報告を求めたいと思います。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 総務常任委員会なのですけれども、1点だけ皆様にご報告がございます。

前回、前々回もご報告しているもので、庁舎内の火災発生による議場からの避難訓練の進行表というのが一応委員会のほうで課題のほうを抽出し、またいろいろな意見をもらった上で、最終版というわけではない

のですけれども、一応出来上がりました。今日皆さんのほうにそちらの進行表を配付させていただいております。一応確定ではあるのですけれども、これ確認をしていただいて、皆さんのほうで気になるようなところとかあった場合は柔軟に対応して行って、修正のほうをしていきたいというふうに思いますので、何かご意見あれば事務局、また総務の委員のほうにお伝えいただければ修正のほうをさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 期限とかはありますか。

○総務常任委員長（久保健二君） 期限ないです。取りあえずこれは確定で、何にもなければこのまま今後進めていこうと思っているのですけれども、ただもしここをこうしたほうがいいのではないのというような意見があればまたお伺いできればなというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 今、久保委員長より報告がございました。

今の報告に対して質問ございますでしょうか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

今回庁舎内火災発生ということだったのですが、以前は地震発生ということでやらせていただいております。今後この火災発生で進めていくのか、それとも先日の大きな地震を考えるとまた地震のほうもやったほうがいいのかというふうに思うのですが、その辺については総務常任委員会ではどのような協議をされていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。内藤議員、ありがとうございます。

その辺の協議も委員会のほうで1回だけなののですけれども、させていただきました。今回は、火災時の避難訓練の進行表というのが三芳町議会のほうでなかったの、つくらせていただきましたけれども、また来年度以降に関しましては今までどおりもしかしたら地震発生時の避難訓練行うかもしれませんし、次期の委員長がどのような判断をされるのか、また委員の方がどういう意見があるかによって変わるかなというふうに思っておりますので、その年その年で皆さんから出た意見を基に開催できればいいのかなというふうには思っております。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 委員長、ありがとうございます。

それで、火災発生時のこの避難訓練進行表はあるのですけれども、地震発生時の進行表というのは去年頂いたものをそのまま、でも名前が入っているので、またそのときそのときに書き換えていくということよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

一応議席が変わっていないので、そのまま適用できるかなというふうに思います。火災の進行表も、だから、あと2年間ありますけれども、今期中は議員の構成が変わらないので、このまま地震発生時も火災発生時も使えるのかなというふうには思っております。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 後で言えばいいことなのですからけれども、自動火災報知器の「器」が機械の「機」になっているから、「器」になるのかなと、一番、事務局及び執行部職員の行動というところの上から6行目。

○議長（井田和宏君） 久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

ありがとうございます。前回の委員会でこちらのほう見直したのですけれども、誰も気づかなかったので、大変助かります。ありがとうございました。それ早急に修正して、新しいものをお配りしたほうがいいですか、それともそこを個人個人で訂正していただくような形でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 個人で訂正にします。

○総務常任委員長（久保健二君） では、申し訳ないですけども、そちらのほうの訂正をご自分でやられてください。お願いいたします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、今の部分だけの訂正を各自でお願いをいたします。

久保委員長。

○総務常任委員長（久保健二君） 久保です。

時間が遅くなってしまったので、どうしようかなと思っていたのですけれども、残りの委員会というのが回数がかなりもう少なくなって、公共交通と、あと藤久保地域拠点、ずっとこの2年間協議してきたのですけれども、なかなか委員会としてもまとまっていない部分もあるので、もしできましたら公共交通に関してとか藤久保地域拠点に関して、地域の方から各議員さんが相談とか、いろいろな話を聞いていたら、できれば会派、会派の委員さんにこのような意見あるよというのをぜひちょっと情報の提供なんかをしていたら、できればこの後の協議も進めやすいかなと思いますので、もしそのようなお話ありましたらぜひお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 2点ですか。

○総務常任委員長（久保健二君） そうです。両方です。よろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、以上で総務常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） 続きまして、議会広報広聴常任委員会委員長より説明を求めます。

鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 鈴木です。

2点ありまして、まず1点目、議会だよりの一般質問の原稿についてです。2年前ですか、MIYOSH

I オリンピアド推進課が設立された際にその長さをどうするかということで、答弁者名を記載しないという形で今まで来ておりましたけれども、今年度行いました議会だよりモニターさんとの意見交換等で、やはり答弁者は出したほうがいいのではないかという意見もあり、委員会のほうでも答弁者を記載するという形で方向性が決まりました。その際に、答弁者名をどうするかということで進んでいたのですけれども、決まりましたので、様式と合わせて皆さんに今日お知らせしたいと思います。

まず、3役、町長、副町長、教育長、これについてはそのまま記載すると。各担当課室長につきましては、担当課の課室の名まで、長という文字までは入れなくていいということにしてあります。懸案となっておりますMIYOSHIオリンピック推進課につきましては、オリンピック課という略称で表記させていただき、この答弁者がいる質問をされた議員の部分には下段というか、空欄の部分に注釈としまして正式名称MIYOSHIオリンピック推進課ということに記載するという形で決定させていただきました。

まず1点目が以上です。

○議長（井田和宏君） まず、今説明がありました。

この件について質問があればお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、では次にお願いいたします。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 続いて、2点目、3月定例会迫ってまいりました。いつもどおり定例会のポスター作成して、この後各議員のレターケースのほうに担当枚数入れさせていただきますので、また皆様町内担当掲示板への掲示をお願いいたします。

議会広報広聴常任委員会からは以上です。

○議長（井田和宏君） 今の最後の2点目について質問がある方はお願いをしたいと思います。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。

議会だよりでこのような協議されているかどうか、もしされていなければ今後ちょっと協議の土俵に上げていただければと思うのですけれども、タイトルが15字でなかなかこれきついときがありまして、以前はタイトル、サブタイトルがあって、20字だったでしたっけ。

〔「26」と呼ぶ者あり〕

○議員（久保健二君） それが長過ぎるといって15字にしたのですけれども、ここが、15字がなかなか1文字入らない、2文字入らないというのがあるので、できればもうちょっと何か、そういう協議は今のところないですか。

○議長（井田和宏君） 鈴木委員長。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） たしかこの件は以前は20字だったのですけれども、広報セミナーのほうに前の委員会のときですか、と行って、この見出しはあまりだらだら長くないほうがいい、ばさっと簡潔にと、たしかネットニュースとかの見出しとかを例に出されて15字に変えたものと思われまして。今の委員会のほうでは協議はしておりませんでした。私たちのほうで協議をしてももう次の3月議会の議会だよりのタイトルの変更できませんので、その次の委員会の方に、恐らくこの中から誰かがなられると思いますので、この場で申し送りしたいと思います。

○議長（井田和宏君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で議会広報広聴常任委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎議会運営委員会

○議長（井田和宏君） そして、議会運営委員会より報告を求めます。

菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 議会運営委員会より報告を申し上げます。大きく2点あります。

まず最初に、3月定例会についてなのですが、この件につきましては2月4日の議会運営委員会で、定例会開会した後はまず予算特別委員会をやって、その後一般質問、そして閉会という順序に委員会として内々で決めました。それをもって執行部との調整をしたところ、執行部のほうではワクチン接種でいろいろ変更があって時間が読めないということで、通常のやり方のほうがよいということでの話となりました。それもありましたので、議会としていろいろおもんばかったという声もありましたけれども、そういったこともありました。執行部がそのほうがよいということであればということで、2月12日の議会運営委員会で再度協議をして、通常の定例会のとおりとなりました。開会して、その後一般質問、全員協議会を挟んで予算特別委員会、最終日という方向で決まりましたので、大変皆さんにはいろいろご心配とご迷惑をおかけしましたけれども、取りあえずそのように落ち着きましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

この協議の中で昨年のお話もしました。一般質問が急になくなって代表質問ということになりましたけれども、今回に限っては一般質問は必ず絶対に行うということをお話をしております。例えばこの後職員なり議会のほうで陽性者が出て定例会が止まったとしても、再開は必ず一般質問を行うということで確約をしております。ただ、最終的に何が起こるか分からないということは、これは事実でありますので、想定外が起きましたら臨機応変には対応しないといけないというふうに思っています。そして、3月中には予算の議決をしなければいけないということも決まっていますので、その点についてはご理解、ご了承をいただきたいと思ひます。

続いて、予算特別委員会なのですが、まず決算特別委員会での状況を踏まえまして、今までどおりのやり方では密を防ぐことはできないと、というのも会場の広さも決まっているということもありますので、予算特別委員会ではこれまでの予算書、款項目節の順ではなくて、各課単位で行うことといたします。ですので、それに合わせて予算書をベースにするのではなくて、歳入の予算説明書、事業別予算説明書を中心に行うということで、資料も統一をしていきたいというふうに思ひます。事業別のほうが各課ということで明記されていますので、そちらのほうが分かりやすいということもありますので、そのようにしたいと思ひます。

そして、日数に関しましては審査の日数を5日で、プラス予備日ということで1日延ばしています。審査の順序につきましては、これから執行部、総務課とも相談をして決めていきたいというふうに思ひます。意見書の提出期限等はこれまでどおりとなりますので、その点も出される方はこれまでどおりですので、ご注意いただきたいと思ひます。

定例会については以上ですが、何か質問があればまず受けたいと思ひます。

○議長（井田和宏君） それでは、菊地委員長より3月定例会について報告がございました。

質問がある方は、挙手にてお願いをしたいと思います。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） その審査の方法で、担当課ごとということで、一般会計のやり方はそうで、特別会計はまた特別会計として審査をしていくということでもいいのですよね。例えば健康増進課は、介護保険制度も一緒ですけれども、一般会計とは別にしてまた介護保険制度で健康増進課でやるということによろしいのですよね。

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

はっきり言うと違います。各課ごとにやりますので、一般会計、特別会計をその場でやります。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 確認ですけれども、一般会計に限らず、その課だったら特別会計も全て入って、それで一般会計、特別会計、その課に関わることは全てそこで審議するというので、一般会計、特別会計を分けないということになるわけですね。

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

一般会計、特別会計、企業会計、分けることなく、課で行います。そのメリットといたしましては、今回審査日数を増やしたことがあります。ただ、特別会計等を持っている課だと今までだと毎日出てきてもらうということもありましたけれども、事前に決めてしまうとそのときだけ予定が入るわけですから、それ以外の日に関しては各課ごとで予定を入れられるというメリットもありますので、単純にシンプルに各課ごとで行うということですので、ただこれも初めて行うということで、執行部には言ったのですけれども、これに関しては議会のほうが負担が大きいのですよということを書いてありますので、理解はしていただいていると思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、ないようですので、続いて報告を……

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） それ初めてのことなのですからけれども、特別会計の会議録ですからけれども、そういったところについての支障というのは全くないというふうに捉えていいわけですか。

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） 菊地です。

全くないと考えます。

○議長（井田和宏君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、ないようですので、次の報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（菊地浩二君） それでは、三芳町議会委員会条例の一部改正についてご報告を申し上げます。

まず、委員会条例の一部改正を行います。まず、これは開会した日に発議を行います。内容といたしましては、2点あります。まずは、先日の臨時会での所管、課室設置条例の一部が改正されたことに伴いまして、財務課が今度財政デジタル推進課と施設マネジメント課となりますので、これについて第2条、それと今皆さんに資料がありません、まだ手元に。なぜかという、議運では示したのですけれども、新旧対照表とかがまだできていないです。こちら、すみません。いろいろ都合によりまして、新旧対照表ができていないということもありますので、ちょっと口頭で説明をさせていただきますので、その分分かりやすく説明したいと思います。

第2条で総務常任委員会の所管が決められています。これを財務課を財政デジタル推進課と施設マネジメント課に改めるものであります。これが1点。

それと、オンラインでの委員会を実施するために、第14条の次に第14条の2ということで出席要件を満たすための条例改正を行います。まず、こちらにつきましてもオンライン委員会の一部改正ですけれども、今緊急事態宣言等も起きまして、何が起こるか分からないという状況であります。オンラインでの委員会出席要件を満たすように条例改正が必要でしょうということもありますので、この点についての委員会条例の改正となります。

オンラインの参加ということなのですが、当初は全員がオンラインということも想定していましたが、今回登庁ガイドラインなどを作成しましたので、そのガイドラインに沿って、例えば自宅で待機という方も委員会に出席できるような形というのも考えています。

協議した内容では、まず一番最初に委員会条例の改正ということで皆さんにお示しをしたところがあるのですが、そのときは委員だけオンラインでの参加ということ想定していましたが、こういった事情もありますので、委員だけではなくて説明員、執行部ですとか、あと例えば請願審査における請願者の出席に関してもオンラインでの出席を認めますというような形での改正を考えました。実際は、まだオンラインでの会議の開催というのはあまり経験が多くはないと思いますので、一応条例改正をして、その後で各委員会で、例えば委員会、協議会などを活用していただいて、オンラインでの経験を積んでいただくということを考えています。そのときのアプリなんかもいろいろ考えてはいるのですけれども、そういったことに関しましては皆さんこの前広報広聴常任委員会でも実施をしたと思いますが、そういったことを踏まえて、今後ガイドラインを作成していきたいと思います。そのガイドラインに沿って実施をしていただくということになります。委員会で決められることは委員長が決めるようになります。ただ、全体に関わることでと議長がこれを別に定めるというようなことは、これは今までとそんな変わらないのですけれども、改正の部分ではないのですが、オンライン委員会新しく実施をするということで、分からないこととか出てくると思いますので、そういったことも経験の中で今後改善していければというふうに思います。

それと、委員会でリアルな委員会を実際に実施をした中で、数名がオンライン参加ということを考えると委員会室の中にディスプレイが必要なのではないかと、ディスプレイを置いて、そこでオンライン参加の人をそのディスプレイに映してリアルに出席している人からも見れるようにする。逆にオンライン参加の人も、今カメラが設置されましたので、そういったカメラから見れるか、パソコンのカメラからなるかちょっと

まだ分からないのですけれども、そこまで設備が整っているかどうかとなると思いますが、委員会もユーチューブ配信するかどうかというのは今後の課題になってくるかと思いますが、そういったオンラインでの参加というのは出てきます。ディスプレイに関して今執行部のほうに予算要求をしていますので、そちらも整えば、これもコロナ対策費の中でできるかどうかということもありますので、ハードもそろえながら今後進めていきたいと思います。必要な条例改正というのは14条の2ということで、委員等というような形になりますけれども、オンラインの出席要件を定めるということにしています。

それと、附則といたしまして、先ほど第2条で総務常任委員会の所管を改正することになりましたけれども、附則でちょっとこれまで三芳町の委員会条例ではなかったのですが、所管を変えることによって委員会の継続性を担保しなければいけないということが発覚をいたしました。所管を変えるとそれまでの委員会とは違う委員会になるという考え方があるようです。なので、附則といたしまして、総務常任委員会においては所管が改正された後も委員長、副委員長、あと委員はそのまま委員長、副委員長、委員とみなすという附則をつけることにいたします。こちらにつきましては、今後所管の改正等があれば同じように附則としてつけていただくようになります。

それと、すみません。長くなりますが、押印廃止についても協議をいたしました。議長からは、2月4日に委員会条例に係る押印廃止についてということで協議依頼がありましたが、2月4日と2月12日、協議の結果なのですが、まだ押印廃止について今後法改正等があるようですので、その法改正等を見据えて3月の定例会では改正をしないという結論になりました。ただ、委員会条例での押印を決めているのが会議録になるのですが、会議録の押印について今後さらに協議をして、上位法との整合性を保つこと、そしてあとなぜ押印廃止になるのかという目的もありますので、その目的にも応じた形で改正をしていくということになります。こちらにも間に合えば今の議会運営委員会の中で行いますが、間に合わなければ次期の委員会に委ねるような形になります。

委員会条例の改正については以上となります。

○議長（井田和宏君） ただいま菊地委員長より委員会条例の改正について報告がございました。

この件について質問がある方は、挙手にてお願いをしたいと思います。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） オンライン委員会の件ですけれども、以前からこの全協の場で協議していた際に採決の件もあったと思うのです。出席要件としてオンライン出席を認めるということはそのまま採決については出席した委員が採決するということになりますので、オンラインで参加された委員さんも採決に参加することによってよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 菊地委員長。

○議会運営委員長（菊地浩二君） まず、採決をするかどうかということについても委員長の判断になるかだと思います。そのときに、例えばオンライン参加が多かった場合には再度集まったときにやるかどうかというのも判断の一つかと思いますが、現状でやれると思えば採決まで行くかだと思います。そのときに十分注意していただきたいのは、意思をしっかりと確認することが大事だと思います。なので、基本的に大きなディスプレイでちゃんと映して、みんなが確認できるような形というのが必要かなと思いますので、当然出席要件を可能にしているのであれば採決まで理論的には行けるというふうに考えます。ただ、最終的には委員長の

判断となります。

以上です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、議会運営委員会からの報告を閉じさせていただきます。

◎その他

○議長（井田和宏君） それでは、その他のほうに移りたいと思います。

その他のまず1点目なのですが、私のほうから1点ございまして、公共施設マネジメント基本計画に対する意見ということで、3つの会派から意見を出していただきました。この取扱いについてどのようにするか皆さんで決めていただきたいと思うのですが、それぞれの会派から説明はしていただけますか。いいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） よろしいですか。今日紙面にては、お手元に資料としてはあると思いますが、ちょっと見ていただくということでもよろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） どうするかということなのですが、これを。もちろん執行側には提出をするということは前提としてあるのですが、これを例えばまとめられるものはまとめるのか、それともこのままの形で提出をするのかということにはなるとは思うのですが。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

3つの会派から出されましたけれども、公共施設マネジメントのこの今回素案出まして、それに関しては当然議会の議決というのはいない部分ですが、まずそのまま原案に賛成、反対というか、そういうスタンスはある程度確認しておいたほうがいいのかなどは思うのですが、そういう立場からこういう意見を各会派出されているのかなというところもありますので、そのままでいいのではないのという、ただこれをしたほうがよりいいのではないのというものもあれば、ちょっとこれだとこのままでは駄目だよねというものもあると思うので。

○議長（井田和宏君） ということは、各会派よりこの公共施設マネジメント基本計画に対する考え方みたいなものを言ってもらって、その後この意見をどうするかということですか、今のお話は。議決案件ではないにしてもどうするかということ。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） たしか前回のとき政策推進室のほうからも議会で意見がまとめれば出していただいとという話もあったと思うので、もしまとまるのであればまとめて三芳町議会としての意見として執行部に出すというのは非常に意義があることだと思うのです、各会派ばらばらで出すよりも。というところで少しは話を進めないともったいないのかなと思います。

○議長（井田和宏君） 今のご意見は、それぞれの会派の考え方を述べていただいて、その後まとまるかについてはその後もう一回協議をするというか、話はして、まとまるのであれば議会として出したほうが有効

である、効果があるという判断ですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） そうしますと、今そういったご意見があったので、各会派よりどのような、3つの会派から出していただいたので、それぞれスタンスも含め、この意見について説明を、各会派のスタンス、賛成の立場であるのか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

輝としましては、先日出された公共施設マネジメント基本計画につきまして、そのままいいのかなというスタンスです。ただ、幾つか、特に学校の統廃合等ありましたので、そういうところはこの基本計画とは別の部分で情報提供等をして住民理解を得たほうがいいのではないかとか、そういったこうしたほうがより計画どおり進めやすくなるよねという意味で意見を述べさせてもらっています。

あと、最後の部分で学校の統廃合について総合計画に記載がないので、ちょっとこれはもし体裁的にまずいようであれば第5次総合計画に統廃合の文言追加等をしないとやはり行政としてどうなのか、そこはチェックしてほしいなという部分で意見を載せさせていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） では続きまして、内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

うちの会派では、この公共施設マネジメントの素案に賛成ということで、別に意見は集約はしておりません。ただ、皆さま方からの意見を今読ませていただきながら、確かに小中学校の統廃合というのが総合計画にはないのは分かっておりますけれども、文科省からのお達し等もありますので、もし町が進めるのであればこの輝さんの一番最後にある第5次総合計画の中間見直しのときにその分を入れて、総合的に進めていくというのが重要だろうなというのを今聞きながらそのように思いました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） うち基本的には反対です。なぜかという、第5次総合計画に何ら記載がないものが下位のこういう計画で勝手に追加されてというか、そこにはないものが勝手に記載されて実行されるということは総合計画そのものの存在意味がなくなります。ということで、反対です。やるのであれば、第6次総合計画きちっと手順を踏んで、文科省からどこがどうのこうのではなくて、やっぱり総合計画を第6次なら第6次で統廃合ということをきちっと定義しながら、それを進めていくということを明示してからやるべきであって、今の段階でそれを無視して進めることに関しては反対です。

以上。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

共産党としては反対です。確かにこの先人口は減ってはいくでしょうけれども、1万人も減ることを前提とした統廃合を粛々と進めますというような、このような内容には同意できません。内容からすると、藤久保地域は人口を維持していく、しかし上富のほうは小中学校の統廃合を含めて住みたい人だけ住めばいいよ

というような、容赦なく住民サービスを切り捨てていくような内容なので、反対です。

○議長（井田和宏君） 各会派の考え方を今述べていただきました。賛成が2、反対が2ということで、それぞれスタンス、考え方ばらばらだということではありますが、そうすると議会としてこれ3つの会派から出していたいただいたものをどうするかということなのですが、ちょっと暫時休憩します。

（午後 4時52分）

○議長（井田和宏君） それでは、再開いたします。

（午後 5時10分）

○議長（井田和宏君） 私のほうからのその他で、前回お願いをして、各会派から公共施設マネジメント基本計画に対する意見をそれぞれ3つの会派から挙げていただきました。それぞれの会派から挙げていただいた中または公明党さんからの意見の中で1点議会としてまとまる部分を、その点については執行側に伝えて回答を求めるということにいたします。その1点については、総合計画にないことをこのマネジメント基本計画にうたうのはおかしい、学校の統廃合についてですけれども、おかしいということを伝えます。それに対する回答を求めます。おかしいという表現はともかくとして、そういう内容を伝えます。それに対する回答を求めて、回答が来た時点でまた皆さんにお伝えをするということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、私のほうは以上とさせていただきます、まだその他ということで事務局よりございますので、マイクのところに来ていただいて。では、その他につきまして事務局よりお願いをしたいと思います。

事務局長。

○事務局長（落合行雄君） それでは、令和3年度の議会費の予算概要についてちょっと説明させていただきますと思います。お配りしてあります予算書の写し、A3の1枚ですけれども、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。簡単に説明させていただきます。事業概要や積算根拠等につきましては、後日配付予定の事業別予算書を参照していただきたいと思います。

まず、令和3年度の議会費の予算額でございますが、対前年度39万9,000円、率にして0.3%増の1億2,191万1,000円を計上させていただきました。前年度と比較しますと、増の要因といたしましては、本会議場等設備機器更新に伴う借上料が177万3,000円の増となっております。

また、議員期末手当支給率改定に伴い、議員期末手当が22万5,000円の増。

それから、オンライン会議用ライセンスを計上したことに伴いまして、手数料が4万円の増となっております。減の要因としましては、議員共済会負担金の負担率改定に伴いまして、負担金が81万円の減。

それから、議会だよりの印刷を3年間の長期継続契約で締結したため、印刷製本費が55万8,000円の減。

それから、群議長会の事業がコロナの影響で実施できず、繰越金の増が見込まれるため、負担金が平等割の5,000円のみとなったため、群議長会負担金が18万9,000円の減となったものであります。

それでは、ちょっと節ごとにご説明させていただきます。節1の報酬でございますが、こちらは前年度と同額の4,883万9,000円を計上させていただきました。

続きまして、節2給料につきましては、対前年度3万6,000円増の1,245万3,000円を計上させていただきました。

続きまして、節3の職員手当等につきましては、対前年度16万3,000円増の2,690万2,000円を計上させていただきました。主な要因でございますが、議員期末手当支給率改定に伴うものでございます。

それから、節4共済費につきましては対前年度79万9,000円減の1,959万4,000円を計上させていただきました。議員共済会の負担率が令和2年度の100分の35.4から令和3年度はマイナス100分の1.8の100分の33.6になったためでございます。

続きまして、節7報償費につきましては対前年度1万6,000円減の1万4,000円を計上いたしました。来年度は、議会だよりモニターを実施しないため、謝礼の1万6,000円を計上しなかったためでございます。

続きまして、節8旅費でございますが、対前年度2万4,000円減の26万9,000円を計上させていただきました。費用弁償といたしまして、来年度2委員会が実施する所管事務調査に要する宿泊費、16名分等で前年度と同額の19万9,000円を計上させていただきました。

普通旅費につきましては、2委員会の所管事務調査の事務局職員宿泊費等で、1委員会当たり前年度は事務局2人の随行で計上しておりましたが、来年度は1人の随行となったため、2万4,000円減の旅費を計上いたしました。

下のほうに行きまして、節9の公債費でございますが、前年度と同額の27万円を計上させていただきました。

続きまして、節10需用費でございますが、対前年度58万3,000円減の300万7,000円を計上させていただきました。こちら議会だよりの印刷を3年間の長期継続契約で締結したため、印刷製本費が55万8,000円の減となったのが主な要因でございます。

節11役務費でございます。こちらは、対前年度3万7,000円増の5万5,000円を計上させていただきました。

通信運搬費は、郵送料になりますけれども、実績を考慮いたしまして、対前年度3,000円減の1万5,000円を計上させていただきました。手数料につきましては、オンライン会議用のライセンスといたしまして、4万円を新たに計上させていただきました。

続きまして、節12委託料につきましては、前年度と同額の586万9,000円を計上させていただきました。

節13使用料及び賃借料につきましては、対前年度177万3,000円増の264万6,000円を計上させていただきました。こちらは、本会議場等設備機器の更新に伴いまして、借上料が177万3,000円の増額となったためでございます。

節18負担金、補助及び交付金につきましては、対前年度18万8,000円減の199万3,000円を計上させていただきました。主な要因は、群議長会の事業がコロナの影響で実施できず、繰越金の増が見込まれ、負担金が平等割の5,000円のみとなったため、群議長会負担金が18万9,000円の減となったためでございます。

歳出については以上でございます。

歳入につきましては、雑入の本人負担分雇用保険料1万9,698円のみでございますので、特にほかにはございませんので、説明のほうは省略させていただきます。

以上が令和3年度の議会費の予算概要でございます。

○議長（井田和宏君） これは、当初予算ということで予算特別委員会で審査をされる内容でございますが、

聞き漏らした点があればお願いをしたいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 聞き漏らしたわけではないのですけれども、来年度は委員会の視察というのはどこがやるのかというのは委員会の中で決まっているのですか、決まっていないのですか。そういうのは事前に決めておいたほうが。今年やらなかったから、やらないままでまた総務、厚生がやるとか、やらなかったから、横スライドしてやるとかというのをどうするのかというのを。

○議長（井田和宏君） どの委員会が所管事務調査に行くかまだ決まっていますので……暫時休憩します。

（午後 5時19分）

○議長（井田和宏君） では、再開いたします。

（午後 5時22分）

○議長（井田和宏君） 来年度の所管事務調査ということにつきましては、コロナの関係で今年度当初は議会運営委員会と広報広聴常任委員会でしたけれども、行けませんでしたので、来年はそのままスライドさせていただいて、議会運営委員会と広報広聴常任委員会ということとさせていただきます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 補正のほうですね、次は。

では、事務局長。

○事務局長（落合行雄君） それから次に、令和2年度の補正予算（第11号）でお配りした補正予算書の写し1枚でございますが、簡単にご説明させていただきます。

まず、節ごとでございますが、節3の職員手当等の会計年度任用職員期末手当につきましては、予算執行完了に伴いまして、1万4,000円を減額させていただきました。

続きまして、節10需用費の印刷製本費でございますが、議会だよりの印刷につきまして入札により昨年8月から3年間の長期継続契約を締結したため、契約差金の56万3,000円を減額させていただきました。

続きまして、節12の委託料でございますが、今年度本会議場等設備機器の一部を更新するため、更新終わりましたけれども、議場会議システム保守点検委託料が不要となりまして、25万5,000円を減額させていただきました。

最後に、節13の使用料及び賃借料につきましては、本会議場等設備機器の更新を当初2月に予定しておりましたが、3月にずれ込んだため、借上料の一月分20万4,000円を減額させていただきました。

以上でございます。

○議長（井田和宏君） 今補正予算について説明をしていただきました。

この件について聞き逃した点があればお願いをしたいと思います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、補正予算については以上とさせていただきます。

続けてください。

○事務局長（落合行雄君） 最後によろしいですか。

○議長（井田和宏君） はい。

○事務局長（落合行雄君） 秘書広報室からちょっと依頼がございまして、町制施行50周年の記念ポロシャツを作成しましたということで、職員向けにサイズ等の申込みの依頼がございまして、議員さんのほうにもぜひご紹介くださいということをおっしゃって、サイズのほうがS Sから5 Lサイズまでであるということで、価格のほうは税込みで1,200円ということでございまして、一応サンプルございまして、これが表は三芳のマークが入ってございまして、裏側にみらいくんとのおみちゃんの目のところがマレーシアとオランダの国旗になっているみたいで、こういったデザインでございまして、一応こんな、着てはないのですけれども、一応それ依頼がございましたので、議員の皆様もしよろしかったら50周年記念のTシャツということで、ご購入いただければということをおっしゃっておりますので、ご報告させていただきます。

以上でございまして。

○議長（井田和宏君） 購入の際は、事務局に申し込んでいくということですね。

○事務局長（落合行雄君） そうですね、職員のほうは2月いっぱいぐらいですけれども、もう少し余裕あるかなと思うのですけれども、サイズ等のあれもございまして、言っていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 今の件について質問がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） ありがとうございます。

とてもかわいらしいポロシャツなのですけれども、各ふじみ野市や富士見市もこのようなものを作っていて、朝霞市もそうでしたでしょうか。議会中にこのポロシャツを着れるようになっているのです。だから、夏のクールビズのときに果たしてこれを着て議会に参加できるのかどうかだけはしっかりと協議をしていただければなというふうに思います。お願いします。

○議長（井田和宏君） クールビズで、そのポロシャツで対応可能かどうかということですよ。今この場で決めるのもあれですので、ちょっと考えさせて、皆さんとまた相談させていただきますので、皆さんのほうでも少し考えていただければというふうに思います。

ほかにございましてでしょうか。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） ポロシャツ、50周年記念のやつ、たしか去年の当初予算で雑入のほうで単価1,600円で販売だったと思うのですけれども、今回1,200円になった理由というのは聞いていますか。聞いていないならいいです、決算のときやりますから。

〔「いいよ、聞いていない、聞いていない」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ほかにございましてか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

議運で報告があったので、申し上げますと、システムが、ここは変わっていないのですけれども、委員会室のマイクとか、いろいろ変わりました。あと、議場も変わっているのですけれども、一般質問席なのですが、

露出なのですけれども、コンセントがつかまりました。なので、一般質問中にタブレット等を使えます。電源が心配ということであれば、そこから電源を取れるようになりましたので、お知らせをします。一般質問中でも電源を気にせずタブレットを使えます。あと、ただ一番下なので、床下にはわせることができなかったの
で、露出になっていますので、その点だけをご承知おきくださいということでした。

以上です。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。

ほかに何か皆さんのほうからございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） では、ないようですので、その他も含めて終了させていただき、次回は第3火曜ではなくて、定例会中になりますので、その日程については改めてお知らせをさせていただきます。

それでは、その他についても以上とさせていただきます。マイクを事務局にお返しをいたします。

◎閉会の宣告

○事務局長（落合行雄君） 大変お疲れさまでございました。

閉会につきまして、小松副議長、よろしく願いいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、今日は早朝より長時間にわたりまして、大変お疲れさまでございました。協議事項が大変重要案件ばかりでございまして、こんな時間になってしまったことをおわび申し上げます。

また、議会としてもしっかり対応してまいる案件がございますので、今後のまた皆様のご協力をよろしく願いいたします。

定例会前にして、今日、明日で一般質問の通告もございますので、寒くなりましたが、ご自愛いただいて、3月定例会にしっかりと準備して臨んでまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

本日は、大変にお疲れさまでした。

（午後 5時29分）